わかやま

さんぱい

VOL. 36 2016年8月号





目 次

1	\sim	*あいさつ						
	① ② ③ ④	一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 和歌山県環境生活部 和歌山市市民環境局 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課	会長長 局長		康文 彰徳			2
	1 2 3	般社団法人和歌山県産業廃棄物協会総 第4回通常総会 平成28年度事業計画 理事会						10
	公 ① ② ③ ④ ⑤	益社団法人全国産業廃棄物連合会関係 第6回定時総会 会議報告 全国産業廃棄物連合会政治連盟 全国正会員事務局責任者会議 近畿地域協議会		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				17
4	行	政ニュース						
2	① ② ③ ④	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の指一部を改正する法律(平成28年5月2日公収集運搬業の許可申請に必要な書類(更新記が簡略化されました! フロン類が充填された第一種特定製品を引きCOOL CHOICE	公布※) F可時及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の概要 び変見 の留意	要 更許可明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 時) こついて		23
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動支部研修会 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度安全衛生活動事業 県外視察研修会 第21回親睦ゴルフコンペ 不法投棄防止海上パトロール 収集運搬部会活動 第19回クリーンアップキャンペーン 食品廃棄物等適正処理推進研修会 平成28年熊本地震に対する義援金拠出につ 青年部会活動	E (CPDS)の講 	習会認	念定】~基	.礎コース〜	31 32 39 40 41 42 43 45
6		務局だより・情報コーナー						
	23456789012	県知事表彰について 近畿建設リサイクル表彰について 廃棄物処理法の改正に向けて全産連が意見書 産業廃棄物処理業における労働災害防止計画 災害廃棄物処理業の許可申請等に関する講習 許可期限のお知らせ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアク 会員ニュース 新入会員の紹介 協会への入会の勧誘 全国産業廃棄物連合会政治連盟 和歌山県産業 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が 消費税転嫁対策について	を提出にいる。	につい 21」 か協会を のご案	和歌山	県地区政	治連盟	51 52 59 60 61 62 63 66 67 68 69
7		集後記						O.T.



一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会 長 武 田 全 弘

機関紙発刊に際し、ご挨拶申し上げます。

まず、4月14日・16日にかけて、熊本県において発生した、甚大な地震によって犠牲となられた御霊に哀悼の誠をささげ、被災された方々が一日も早く復旧され、地域ともども復興なされることを、皆様とともに御祈念申し上げたいと思います。

6月1日、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会第4回通常総会を開催しましたところ、公務大変ご多忙の折にも拘わりませず、和歌山県環境生活部日吉部長、和歌山市木村副市長はじめ、各行政・関係機関・団体から多数のご臨席を頂きましたこと衷心から厚くお礼申し上げます。

協会員の皆様方には、今総会にご出席いただきましたことに加えて、平素、協会業務実行に深いご理解とご支援頂いておりますことを併せて御礼申し上げます。

また総会において各表彰をお受けになられた皆様方には、これまでのご功績に対しまして、心からの敬意とお祝いを申し上げますとともに、今後更なるご活躍をご期待申し上げるところであります。

さて、本年度は平成22年に廃棄物処理法が改正されて5年が経過し、法の見直し年度であることから、連合会では昨年から廃掃法見直しに関する各協会の意見を集約し、去る3月末に環境省に対しまして、廃棄物の区分・廃棄物の品目分類について、業界で長年の懸案事項であった様々なグレーゾーンの解消を求め、地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設とそれに伴う業種指定の撤廃などの提案のほか、廃棄物処理施設設置に関する規制緩和など29項目の要望意見を提出したところであります。

この提案に関しましては、一昨年自由民主党の衆議院・参議院の100有余名の先生方により、 我々連合会が念願でありました議員連盟、「産業・資源循環議員連盟」を立ち上げていただき、これまで議員連盟幹部と環境省廃棄物・リサイクル対策部幹部及び連合会政治連盟幹部並びに連合会正副会長による懇談会が開催されて参りました。そして、去る5月24日に参議院議員会館において、第3回懇談会が開催され、先に環境省に提出しました法改正に伴う要望意見について、報告し懇談した結果、議員連盟幹部から、連合会の要望意見を精査し、環境省と協議し、要望に沿うべく努力する旨のお話を頂いたところであります。

国が2000年を循環型社会元年と位置付け、6本のリサイクル法を制定し、循環資源の確保 に取り組まれ、加えて我々業界も処理業から再生資源製造業に脱皮すべく一丸となって、処理技 術の向上開発に取り組んできましたが、さらに循環型社会の創造に貢献性を高め、議員連盟の先 生方のお力を頂き、永年の念願であります業法の制定に向け、多角的視点に立って努力しなけれ ばならないと心しておりますので、各位の更なるご協力を大いに期待しております。

また連合会では、産業廃棄物処理業における労働災害死傷者数は依然として高い水準となっており、労働災害の根絶は、業界イメージの向上、優秀な人材の確保、業界の健全な発展のために

は避けて通ることができない重要な課題であることから、労働災害の減少に向けて、業界における安全衛生水準の向上を図るため、平成28年度を準備期間とし、平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画(3年間)」を策定し、具体的目標として、

- (1) 計画期間中の労働災害による死亡者数を平成24年~26年実績平均に比してすべての都道 府県において20%以上減少させる。
- (2) 計画期間中の労働災害による休業4日以上の死傷者数を平成24年~26年実績平均に比してすべての都道府県において、20%以上減少させる。

を掲げ、この目標実現に向けて全力で取り組むことを理事会に報告し、承認を得て、安全衛生委員会において種々準備を進めておりますので、今後各位のご理解とご協力をお願いいたします。

今総会は、平成27年度の事業報告・決算報告と平成28年度の事業計画案・予算案をご審議 頂き、併せて、役員改選の年でありましたので、新役員人事につきましても、慎重御審議を頂き、 上程致しました全議案につきまして、ご承認いただきました。

新役員により、本年度の事業実践・実行してまいりますので各種研修会への参加、社会貢献事業へのご協力をお願い申し上げます。

終わりにあたり、会員各位のご健勝・ご繁栄を祈念申し上げ、機関紙発刊に当たってのご挨拶 といたします。



和歌山県環境生活部長 日 吉 康 文

和歌山県産業廃棄物協会の武田会長をはじめ、会員の皆様には、平素より本県の環境行政、とりわけ廃棄物行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、クリーンアップキャンペーン、海上パトロールの実施や排出事業者・産業廃棄物処理業者を対象とした研修会の開催など、様々な活動を通じて廃棄物の適正処理推進に多大な貢献をされておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、本県では平成26年度から廃棄物処理行政に精通した職員などをあらかじめ、災害廃棄物処理に取り組む「災害廃棄物支援要員」に任命しているところですが、本年4月14日に発生した熊本地震の際には、発生後すぐに、熊本県益城町へ災害廃棄物支援要員等を派遣し、現在も災害廃棄物支援のために熊本県に職員を継続して派遣しているところです。

近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震などの大規模 災害時に大量に発生する「がれき」などの災害廃棄物を適正・迅速に処理し、災害からの速やか な復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方法などを取りまと めた「和歌山県災害廃棄物処理計画」を平成27年度に策定いたしました。

災害対策に関しては、災害廃棄物をより適正・迅速に処理することが何より求められており、 貴協会をはじめ、県内市町村と一層の連携強化を図ってまいりたいと考えておりますので、今後 とも引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、産業廃棄物の適正処理については、従来から実施してきた廃棄物処理施設への立入検査に加えて、平成27年度から、最終処分場に搬入された廃棄物を収去検査し、周辺環境への影響を確認することとしております。本年度もこうした施策を通じて不適正処理の未然防止を図るとともに、廃棄物処理に対する県民の信頼感、安心感の醸成に取り組んでまいります。

本年度は県廃棄物処理計画の策定年に当たります。これまで、資源採取・生産・流通・消費・ 廃棄といった社会経済活動を通じてモノの流れが増大し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社 会システムが構築されてきましたが、従来の経済システムから脱却し、住民、事業者と連携・協 力しながら、3Rを通じて持続可能な循環型社会創りを目指していきたいと考えています。

最後になりましたが、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、今後とも、廃棄物の適正処理の推進並びに循環型社会構築のために、引き続き業界の牽引役として、より一層のご支援、ご協力を賜りますとともに貴協会の益々のご発展と会員の皆様方の更なるご活躍、ご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



和歌山市市民環境局長 山 本 彰 徳

平素から一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、本市の廃棄物行政の推進 に格別のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

とりわけ、貴協会におかれましては、例年、不法投棄防止巡回パトロールをはじめ各種 啓発活動に積極的に取り組まれ、廃棄物の適正処理の推進に様々な形でご協力いただいて おりますことに改めて感謝申し上げます。

さて、本年は水俣条約の締結に基づいて、廃水銀が新たに特別管理産業廃棄物に指定され、また、カドミウム、トリクロロエチレンの基準値の改正、PCB 特措法の一部改正もなされました。皆様方には適切に対応していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

このように年々改正される産業廃棄物に関する法制度の背景には、環境への配慮、とりわけ循環型社会形成への意識の高まりがあります。その事は、皆様方だけでなく、排出事業者や市民の方々にもしっかりと認知されているところであり、今後一層、循環型社会形成の動きは加速していくと考えています。

本市としましても、循環型社会形成を推進すべく施策を実行していきます。今年度は、 直接搬入されるごみのうち、リサイクル可能な資源物を分別するためのストックヤードの 実施設計を行います。また、これまで混合収集していた紙・布の別回収を今年度中に実施 するとともに、分別収集しているプラスチック製容器については、ごみ処理費用の削減や 焼却による発電量の増加に向け熱回収に移行します。

今後とも、貴協会と連携をさらに密にしつつ、循環型社会形成を推進していきたいと考えておりますので、行政の取り組みや廃棄物の適正処理に向け、ご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展と会員の皆様方のご活躍、ご健勝を祈 念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。



和歌山県警察本部生活安全部 生活環境課長 楠 山 隆

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様には、平素より、警察活動各般にわたり、ご理解、ご協力をいただいておりますことに、担当課長として厚くお礼申し上げます。

また、皆様には、不法投棄防止巡回パトロールや海上パトロール、海岸におけるクリーンアップキャンペーンなど、環境保全活動に献身的に取り組まれていることに、敬意を表しますとともに、改めて感謝申し上げます。

さて、昨年中の全国における廃棄物事犯の検挙件数は、4,979件、当県での検挙件数は48件(対前年比-1件)で、いまだ環境犯罪は後を断ちません。

県警察では、平成12年から民間ボランティアの方を「紀の国環境モニター」に委嘱し、 共に手を携えて地域の日常生活に即した廃棄物問題等の把握に取組むなど、不法投棄事犯 の未然防止と早期発見に務めているところです。

これら廃棄物の不法投棄をはじめとする環境犯罪は、有害物質により県民の健康を脅かしたり、地域の生活環境を破壊するほか、現状回復には、長期間を要する事犯もあります。 県警察と致しましては、関係機関・団体と連携を図りながら、積極的な取締りを推進するとともに、広報・啓発活動を図り、これらの事犯の早期発見・未然防止にも努めていく 所存であります。

結びに、貴協会の益々のご発展を祈念申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 総会·理事会

2一(1) 第4回通常総会

平成28年6月1日(水)午後2時より、日吉康文和歌山県環境生活部長はじめ18名のご来賓の方々にご臨席頂き、第4回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山(和歌山市)で開催しました。

日吉康文和歌山県環境生活部長、木村哲文和歌山市副市長、当協会顧問森礼子和歌山県議会議員、尾﨑方哉和歌山市議会議長(松井紀博副議長代読)よりご挨拶を頂きました。

続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が 行われ、和歌山県環境生活部長感謝状1名、当協会会長表彰では功労者1名、優良事業所 5社、優良従事者3名が受賞されました。

総会には163名(委任状、議決権行使書を含む。)が出席し、井川副会長が議長に選任され、平成27年度事業報告・決算報告、平成28年度事業計画(案)・予算(案)について審議され、いずれも承認可決されました。

第1号議案 平成27年度事業報告

第2号議案 平成27年度収支決算報告 (監査報告) 承認の件

第3号議案 平成28年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成28年度収支予算(案)承認の件

第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件



武田会長



日吉部長



木村副市長

表彰式では次の方々が受賞されました。(敬称略)

●和歌山県環境生活部長感謝状:須磨 德裕(株式会社吉建)

● (一社) 和歌山県産業廃棄物協会会長表彰

功 労 者 表 彰:野長瀬 宏(有限会社日置川清掃·白浜町)

優良事業所表彰:西洋環境開発株式会社(紀の川市)

:有限会社武田造園(橋本市)

:有限会社日置川清掃(白浜町)

:和歌山県再生資源事業協同組合(田辺市)

: 有限会社ワコー産業 (印南町)

優良従事者表彰:木村 千文 (株式会社井奥建材工業・紀の川市)

: 中谷 幸朝(鴻池運輸株式会社和歌山支店・和歌山市)

:金山 康成 (三笠建設株式会社·和歌山市)





また、役員改選では、次の方々が新役員に選任されました。

会 長	武田 全弘	武田全弘行政書士事務所	再任
副会長	目良 敏	㈱目良建設	再任
副会長	井川 朗	和歌山プレス㈱	再任
副会長	貴志 修三	㈱貴志安商店	再任
副会長	松田 美代子	㈱松田商店	新任
専務理事	井本 滋之	(一社)和歌山県産業廃棄物協会	再任
理 事	武友 幸男	西洋環境開発㈱	再任
理 事	松尾 廣	小椋リビングクリーン(株)	再任
理 事	北 敏彦	㈱吉田組	再任
理 事	須磨 德裕	㈱吉建	再任
理 事	吉村 享	㈱ヴァイオス	新任
理 事	南 太敦	(前南クレーン	新任
監 事	森脇 敏夫	森脇税理士事務所	再任
監 事	堀江 佳史	紀北はしもと法律事務所	再任

中川藤吉理事、木下三次理事、吉村英樹理事につきましては、同日付で退任されました。





新役員諸氏

引き続き行われた懇親会では、仁坂吉伸和歌山県知事、尾花正啓和歌山市長、当協会顧 問鶴保庸介参議院議員よりご挨拶を頂き、また多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員 相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。



仁坂知事



鶴保参議院議員



尾花市長



2一② 平成28年度事業計画

I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度改革に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の 向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、 事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対 し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦 などを行う。

Ⅱ 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

- (1) 収集運搬部会を中心にした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、 和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止 に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作 業を実施し、地域の環境保全に努める。
- (2) 不法投棄を監視するため、和歌山県、和歌山市、和歌山海上保安部及び当協会による海上パトロールを実施する。
- (3) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び 当協会で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報 交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ (年 2回)を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実。強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。

今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、連絡体制の整備や会員による事業継続計画(BCP)導入の促進等により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村と当協会との間で、県との協定に基づく覚書の締結などの連携強化に取り組む。

Ⅲ 講習。研修事業

1 研修事業

- (1)会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を 図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、産業廃棄物業界の資質の向上を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) (公社)全国産業廃棄物連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。
 - ① 新規収集運搬課程講習
 - (a) 平成28年7月27日(水)~7月28日(木)
 - (b) 平成29年2月22日(水)~2月23日(木)
 - ② 更新収集運搬課程講習
 - (a) 平成28年9月15日(木)
 - (b) 平成29年2月24日(金)

- ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習
 - (a) 平成28年9月16日(金)

2 労働安全衛生の取り組み

- (1)会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 事業場自らが行う自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。
- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し 安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱し ていることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していた だくため、周知を図る。
- (4) (公社)全国産業廃棄物連合会が策定する「産業廃棄物処理業における労働災害 防止計画」(平成29年度から3年間)の目標達成に向け、計画実施のための準備及 び周知に取り組む。

3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随 時開催するとともに、速やかに情報提供する。

Ⅳ 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政 や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加する とともに、再生砕石の在庫状況等を把握し、利用促進を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談 に応じ助言指導を行い、また情報を提供する。

(1)情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の 処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

(2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の 委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受けて、(公社)全国産業廃棄物連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1)会報「わかやま さんぱい」を年2回(1回430部)発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、(公社)全国産業廃棄物連合会の公益事業(一部発行元:建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。)として、協会が普及頒布の協力を行っており、電子マニフェストについては、行政機関及び(公財)日本産業廃棄物処理振興センターと連携し、導入促進のための説明会の開催等の普及啓発に努める。また、車両表示板や(公社)全国産業廃棄物連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導を行う。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策の取り組み

(公社)全国産業廃棄物連合会は、平成27年5月に「低炭素社会実行計画」を策定

し、平成32年度における温室効果ガスの排出量を基準年度(平成22年度)比±0%とする目標を定めている。今後も各事業場において、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。

2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物をとりまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、(公社)全国産業廃棄物連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報 収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎 通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

4 委員会及び部会士びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生等の関係法令の改正や業界の環境の変化に的確、迅速 に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や 意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

5 青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。 また、全国産業廃棄物連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて 相互の交流と研鑽を促進する。

VI 受託業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

2-3 理事会

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成27年度第4回理事会及び常任理事会

開催日:平成28年2月16日(火)

場 所: 酒直ビル3F会議室

議案等:①第4回(平成28年度)通常総会の日程等について

②平成28年度一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会被表彰者について

③平成28年度全産廃連表彰推薦について

④全産廃連平成27年度第1回安全衛生委員会報告

⑤近畿地域協議会(1月12日 京都)報告

⑥全産廃連第27回理事会報告

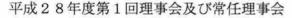
⑦支部研修会の開催結果について

⑧全国正会員事務局責任者会議報告

⑨第2回法人化30周年記念大会準備委員会の開催結果について

⑩青年部活動報告

等について協議、報告がありました。



開催日: 平成28年4月25日(月)

場 所:酒直ビル3F会議室

議案等:①第4回(平成28年度)通常総会の上程議案について

②公益目的支出計画実施報告書の提出について

③収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

④海上パトロールの実施について

⑤クリーンアップキャンペーンの実施について

⑥産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑦平成28年度許可申請に関する講習会の開催日程について

⑧県外視察研修会の結果について

⑨平成27年度全国正会員会長・理事長会議報告

⑩安全衛生研修会(災害事例研修会)の開催結果について

⑪県表彰推薦者について

(12)青年部活動報告

等について協議、報告がありました。





3 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

3-(1) 第6回定時総会

開催日:平成28年6月17日(金)

場 所:明治記念館・蓬莱の間

議 案:第1号議案 平成27年度事業報告並びに

平成27年度決算案承認の件

平成27年度監查報告

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件 について審議され、承認・可決されました。 (報告事項)

- 1 平成28年度事業計画に関する件
- 2 平成28年度収支予算に関する件



なお、平成28年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、 ③人材及び優良事業者の育成、④協力支援事業、⑤労働安全衛生への取り組み、⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

総会終了後、会長表彰の表彰式が行われ、石井会長から功労者25名、地方功労者74 名、優良事業所23社、地方優良事業所124社、優良従事者146名が表彰されました。

<当協会関係で受賞された方> (敬称略)

地方優良事業所:株式会社坂口興業

: 株式会社明光

: 株式会社関組

: めらリサイクル株式会社

優 良 従 事 者: 笹倉 秀夫 (和歌山縣ヘルス工業株式会社)

: 宮本 小百合 (有限会社国辰商事)



3一② 会議報告

○法人化30周年記念新年賀詞交歓会の開催について

開催日:平成28年1月15日(金)

場 所:明治記念館「曙の間」(東京都)

出席者:会長

○第27回理事会

開催日:平成28年1月15日(金)

場 所:明治記念館「鶴亀の間」(東京都)

出席者:会長

議 題: <決議事項>

決議事項なし

<協議事項>

- (1) 平成28年度事業計画骨子案について
- (2) 役員等の改選スケジュール (案) について
- (3) 平成27年度の産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん金について
- (4) 次回理事会その他の日程について
- (5) その他

○平成27年度全国正会員会長・理事長会議

開催日:平成28年2月26日(金)

場 所:ホテルオークラ神戸「松風の間」(兵庫県)

出席者:会長

議 題:(1) 平成28年度事業運営概要について

(2) その他

○第28回理事会

開催日:平成28年3月8日(火)

場 所:公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室(東京都)

出席者:会長

議 題: <決議事項>

第1号議案 平成28年度事業計画案並びに収支予算案について

第2号議案 平成28年度表彰選考委員会の委員委嘱について

第3号議案 賛助会員の新規加入申込について

第4号議案 適正処理推進事業等活動支援金交付規則の改正及び廃棄食品適正処理

推進特別支援金交付要領の制定について

<協議事項>

- (1) 廃棄物処理法の点検見直しに係る意見について
- (2) 平成27年度収支決算見通しについて
- (3) 第6回定時総会運営概要について
- (4) 低炭素社会実行計画の2030年目標検討について
- (5) 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針について
- (6) 次回理事会その他日程について
- (7) その他

○平成28年度表彰選考委員会

開催日: 平成28年4月19日 (火)

場 所:公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室 (東京都)

出席者:会長

○平成28年度第1回安全衛生委員会

開催日:平成28年4月27日(木)

場 所:公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室(東京都)

出席者:会長

議 題:(1)労働災害防止計画の策定

(2) 労働災害防止計画の準備及び周知のための事業計画

(3) その他

○第29回理事会

開催日:平成28年5月24日(火)

場 所:公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室 (東京都)

出席者:会長

議 題: <決議事項>

第1号議案 平成28年度第6回定時総会の開催及び運営について

第2号議案 平成28年度第6回定時総会の提出議案について

ア 平成27年度事業の報告および平成27年度決算案承認の件 監査報告

イ 任期満了に伴う役員改選の件

第3号議案 表彰選考委員会の選考結果について

<協議事項>

- (1) 次回理事会とその他の日程
- (2) その他

○平成28年度第2回安全衛生委員会

開催日:平成28年7月11日(月)

場 所:公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室 (東京都)

出席者:会長

議 題:(1)産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の目標達成に向けた取り組み

①会員事業所における安全衛生活動の現状調査

②各都道府県協会における平成〇〇年度労働災害防止計画の作成に当たって

(2) その他

○第30回理事会

開催日:平成28年7月12日(火)

場 所:公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室 (東京都)

出席者:会長

議 題: <決議事項>

第1号議案 地域協議会役員について

第2号議案 委員会委員及び部会運営委員等の選任について

第3号議案 平成28年度適正処理推進事業等活動支援金交付について

第4号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

<協議事項>

(1) 法人名称の変更に係る検討について

- (2) 産業廃棄物処理業(廃棄食品 堆肥化・飼料化)実地確認チェックリストの策定 について
- (3) 次回理事会その他の日程について
- (4) その他

3一③ 全国産業廃棄物連合会政治連盟

○第39回理事会

開催日:平成28年1月15日(金)

場 所:明治記念館「はぎ・さくらの間」(東京都)

出席者:会長

議 題:(1) 第14回全国産業廃棄物連合会政治連盟代議員会議案書(案)

①平成27年度活動報告案及び収支決算報告書

②任期満了に伴う代議員・理事・監事選出候補者案

③平成28年度活動計画案及び予算案

(2)「タスクフォース」のまとめ概要版 (報告)

○第14回代議員会

開催日:平成28年2月26日(金)

場 所:ホテルオークラ神戸「松風の間」(兵庫県)

出席者:会長

議 題:(1) 平成27年度活動報告並びに収支決算報告

- (2) 任期満了に伴う代議員・理事・監事選出について
- (3) 平成28年度活動計画並びに予算案
- (4) その他
- ○第3回産業・資源循環議員連盟幹部と業界団体幹部との懇談会

開催日:平成28年5月24日(火)

場 所:参議院議員会館 地下1階B103号室(東京都)

出席者:会長

議 題:(1) 廃棄物処理法等の見直しに関する全国産業廃棄物連合会意見について

要望事項の説明(全国産業廃棄物連合会)

• 意見交換

(2) その他の事項

○第40回理事会

開催日:平成28年6月17日(金)

場 所:明治記念館「はぎ・さくらの間」(東京都)

出席者:会長

議 題:(1)第24回参議院議員通常選挙の対応について

- (2) 第1回「タスクフォース2」開催について
- (3) 第3回産業・資源循環議員連盟幹部との懇談会について
- (4) その他

3一4 全国正会員事務局責任者会議

開催日:平成28年1月29日(金)

場 所:アジュール竹芝「天平の間」(東京都)

出席者: 専務理事

議 題:(1) 平成28年度事業運営に関して

- ・廃棄物処理法改正等関係について
- ・人材育成方策検討調査について
- ・低炭素社会実行計画の2030年目標検討について
- その他
- (2) その他

3一⑤ 近畿地域協議会

1. 開催日: 平成28年1月12日(火)

場 所:リーガロイヤルホテル京都「ラ シゴーニュ」(京都府)

出席者:38名(うち当協会5名)

議 題:(1)任期満了に伴う役員等新規(再任)候補者の推薦に伴う事前調整について

- (2) 平成27年度第二回大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会について
- (3) 講演「地球環境問題の対策に対する民間セクターの参画促進:GECの取り組み」 -公益財団法人地球環境センター (GEC) 大阪本部国際協力課 元田企画官-
- (4) 全国産業廃棄物連合会 活動報告
- (5) 次回開催予定
- (6) その他
- 2. 開催日: 平成28年7月8日(金)

場 所:ホテルオークラ神戸「星雲の間」(兵庫県)

出席者:39名(うち当協会3名)

議 題:(1)任期満了に伴う近畿地域協議会役員等新規(再任)候補者の推薦の件

- (2) 全国産業廃棄物連合会 活動報告
- (3) 近畿地域協議会再生利用推進検討会議 活動報告
- (4) 講演「ごみは非常に雄弁だ」 - 京都大学大学院地球環境学堂 准教授 浅利美鈴氏-
- (5) 次回開催予定
- (6) その他

4 行政ニュース

4一① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年5月2日公布※)の概要

PCB廃棄物処理基本計画に定める処理期限内に、高濃度PCB廃棄物の確実な処理を達成するため、必要な措置を講ずる。

背景

- PCB(難分解性で慢性毒性を有する化学物質)は、カネミ油症事件(昭和43年)を 契機にその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造中止。その後、民間主導で 全国39カ所にて処理施設の設置が試みられたが、いずれも住民同意が得られず、 30年間以上、処理されず。
- 平成13年、PCB特措法を制定し、国 が中心となって、立地地域の関係 者の理解と協力の下、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の全国5か 所の事業所に処理施設を整備し、 高濃度PCB廃棄物の処理を実施。
- 事業所ごとの計画的処理完了期限 は、地元との約束で、最短で平成30 年度末。しかし、処分委託しない事 業者や使用中のPCB使用製品も存 在し、その達成が危ぶまれる状況。



	F5>2	לל ּדְּעב	安定器
使用中周出量	約600台	約6千台	約9万5千台
廃棄物届出量	約6千台	約11万2千台	約460万台
処理済量	約1万2千台	約21万3千台	約126万台

法律の概要

1. PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定 (第6条)

政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。

2. 高濃度PCB廃棄物の処分の養務付け (第10条、第12条、第18条、第20条及び第33条) 保管事業者に、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては、改善命令ができることとする。命令違反には罰則を科す。(使用中の高濃度PCB使用製品についても、所有事業者に、計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け。電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法により措置。)。

3. 報告徴収・立入検査権限の強化 (第24条及び第25条)

PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

4. 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行 (第13条)

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。

※改正法の施行期日 公布の日から3か月以内で政令で定める日(附則第1条)

4-② 収集運搬業の許可申請に必要な書類(更新許可時及び変更許可時)が 簡略化されました!

和歌山県では平成28年4月1日より、更新許可時及び変更許可時の際に必要であった書類の一部が簡略化され、それに伴い許可申請等の手引きが改訂されました。

産業廃棄物収集運搬業。特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え。保管を含まない) 許可申請等の手引の改訂について

(1)「特別管理産業廃棄物の種類」について、「廃水銀等」及び「廃水銀等を処分するために処理したもの」が追加されました。

改訂の理由は、廃棄物処理法が平成28年4月1日に改正され、「廃水銀等」及び「廃 水銀等を処分するために処理したもの」が特別管理産業廃棄物に指定されたためです。

(2) ※「許可申請に必要な書類」について、更新許可時及び変更許可時には、「自動車車検証の写し」、「車両の使用権原に関する証明書」及び「収集運搬機材の写真」が不要になりました。

※許可申請に必要な書類(変更点のみ記載)

●改正前

許可申請に必要な書類	新規許可	更新 許可	変更許可	変更届
自動車検査証等の写し	0	0	0	Δ
車両の使用権原に関する証明書 (車両等を借受ける場合)	0	0	0	- Δ
収集運搬機材の写真(車両、船舶、容器等)	0	0	0	Δ

許可の種類欄に「○」印のあるものは、必ず添付してください。「△」印のあるものについては、 その内容に変更がある場合に添付して下さい。

●改正後

許可申請に必要な書類	新規許可	更新 許可	変更許可	変更届
自動車検査証等の写し	0	1	9	Δ
車両の使用権原に関する証明書(車両等を借受ける場合)	0	=) =	Δ
収集運搬機材の写真(車両、船舶、容器等)	0	-	:	Δ

許可の種類欄に「○」印のあるものは、必ず添付してください。「△」印のあるものについては、 その内容に変更がある場合に添付して下さい。

4-3 フロン類が充填された第一種特定製品を引き取る時の留意事項について

和歌山県環境生活部環境管理課

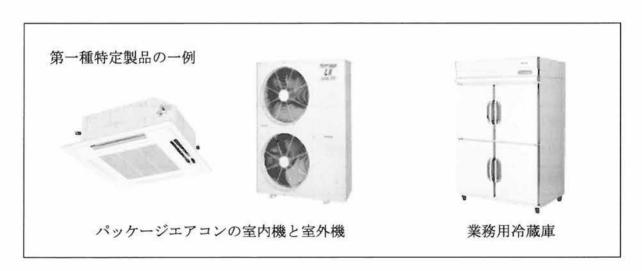
平成25年6月にフロン回収・破壊法を抜本的に改正し、新たな内容を加えた「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)が平成27年4月から施行され、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られています。

ここで改めて、産業廃棄物処理業者がフロン類の充填された業務用冷凍空調機器(以下、「第一種特定製品」という。)を引き取る場合に留意すべき事項及び役割について説明します。

1 第一種特定製品とは

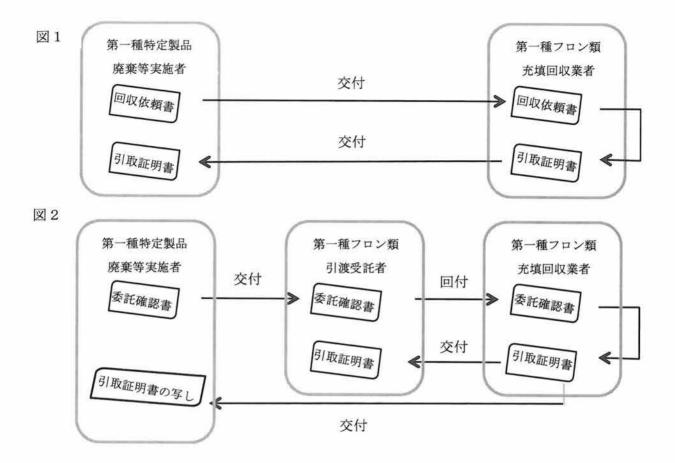
店舗や事務所などで使用されているエアコンや飲食店の厨房にある業務用冷凍冷蔵庫、また、スーパーマーケットの冷凍冷蔵ショーケースなど、冷媒としてフロン類が使用されている業務用のエアコン及び冷凍冷蔵機器を「第一種特定製品」と呼びます。

(※家庭用のエアコン及び冷凍冷蔵機器は家電リサイクル法の対象となり、第一種特定製品には含まれません。)



2 第一種特定製品を廃棄するときは

第一種特定製品を廃棄しようとするもの(以下、「第一種特定製品廃棄等実施者」という。) は、フロン類を第一種フロン充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引き渡しを建物解体 業者等(以下、「第一種フロン類引渡受託者」という。)に委託する必要があります。また、 それらの際に第一種特定製品廃棄等実施者は、回収依頼書又は委託確認書を交付し、その 写しを3年間保存する必要があります。(図1・図2を参照)



なお、第一種特定製品廃棄等実施者は第一種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払を行うことにより、委託・依頼したフロン類の回収・運搬・再生・破壊に要する費用を負担しなければなりません。

※和歌山県内の第一種フロン類充填回収業者は、下記URLからご覧になれます。 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/flon/flontouroku.html

3 産業廃棄物処理業者が第一種特定製品を引き取るときは

第一種特定製品廃棄等実施者に対して、廃棄しようとする第一種特定製品にフロン類が入っている状態かどうかの確認をしてください。フロン類の確認は「引取証明書(行程管理票)」を第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者に見せてもらうことで確認してください。

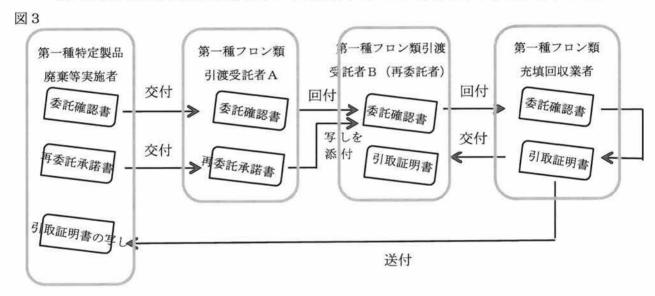
(1)機器にフロン類が入っている場合

以下A~Cの方法により、フロン類の回収を行ったうえで、廃棄物処理法に基づき適正 に処分してください。

i 参考として一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が作成している行程管理票様式をP27に掲載

- A 産業廃棄物処理業者は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者が、フロン類充填回収業者によるフロン類の回収手続きを実施したことを、「引取証明書(行程管理票)」で確認してから機器を引き取ってください。(図1・図2参照)
- B 機器の引き取りと併せて、第一種フロン類充塡回収業者へのフロン類の引渡しも産業廃棄物処理業者が行う場合は、第一種特定製品廃棄等実施者から委託確認書の交付を受けてください。委託確認書は第一種フロン類充塡回収業者に回付する他、その写しを3年間保存することが必要となります。(図2参照)

なお、他のものに第一種フロン類充塡回収業者へのフロン類の引渡しを再委託する場合は、あらかじめ第一種特定製品廃棄等実施者から再委託承諾書の交付を受けることが必要となり、再委託承諾書は3年間保存することが必要となります。(図3参照)



C 産業廃棄物処理業者が第一種フロン類充塡回収業者の登録を受けている場合は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者から回収依頼書の交付又は委託確認書の回付を受けた後、フロン類を回収してください。(図1・図2参照)なお、県内で第一種特定製品からフロン類を回収するためには、県への登録が必要となります。詳しくは、県環境管理課のホームページをご覧いただくか、環境管理課までお問合せください。

(2)機器にフロン類が入っていない場合

「引取証明書(行程管理票)」により機器からフロン類が回収されていることが確認できれば、廃棄物処理法に基づき適正に処分してください。

間い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課 電話 073-441-2688

F票

引取証明書(写) 汎用版(主に再委託用)

□ 機器整備・修	理(機器の整備・修理時	に使用するは	場合は、左	記にレ点を記入	()			伝票番号		11		
廃棄する機器	機器所有者等の氏名又は名称	<u>.</u>	3019-1-1-1 NO					交付の年月日	年		月	日
廃業する機器 の所有者等	上記の住所	Ŧ						電話				17.3
(第一個特定製品	担当者	部署名			氏名			FAX				
原至等实施者)	廃棄する機器がある	m = =						MANAGEME				
「整備の場合:]	施設(建物)名 上記の住所	Ŧ										
整備する機器の 所有者等	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE	を棄する機器	の種類及	15台数		建物	解休(含	修繕・模様替え)	の有無(下記	該当に	OBI)	
第一种生產製品	エアコンディショナー	台	1	器及び冷凍機器	岩 台		(修繕等		解体(1			
の整備の発達者	フロン類の引渡し先(右語	己該当枠にレ点)	口漁	一種フロン類充力 一種フロン類充力	塡回収業者に直 塡回収業者機に	接依頼する		取次者(1)に委託 (取次者(1)側に割	する			
	= 1 276 2 - 21 - 21		1 - (24)	イ里ノロン列列し	州四 权来省[[[]]]	ALL Y V						
取次者	取次者(1)の氏名又は名称	F =						回付の年月日	年		月	日
(1) (第一様プロ》類	上記の住所	1			1			電話				
引度变迁者)	担当者	部署名			氏名			FAX				
学情の場合 第三相特定	下記の者にフロン類を引	き渡します。(12	Name and Advanced to the Control of	デーナマットナフミ	th) about	-	7#0#8				-
製品の整備者)	□ 取次者(2)□ 第一種フロン類充塡	回心業者	廃棄	する機器の所有	託することを承記 者等	右しより。		承諾の年月日	年		月	B
	日 第一種プログ類光模	当权未甘	の氏	名又は名称		_		担当者				
取次者	取次者(2)の氏名又は名称	Б						回付の年月日	年		月	日
(2)	上記の住所	Ī						電話				
(第一杯フロン類 引放受託者)	担当者	部署名			氏名			FAX				
102000000000000000000000000000000000000	下記の者にフロン類を引	き渡します。(引渡し先に	レ点を記入する)	hara i							
De STREET	□ 取次者(3)→(別紙[補足用』を使	用して下さ	ţ(,°)	□第-	一種フロン類充	填回収	業者				
***	登録番号	T						3 (marc				
第一種 フロン類	登録都道府県			都道	フロン類引取終了した年月		月	日 引取証明 交付の第	丹晉 年月日	年	月	B
充填回収業者	第一種類フロン類充地			府県				充填回収				
	回収業者の氏名又は名称	+	_					技術者氏名			_	_
rendered:	上記の住所				FF 40			電話				
W 7 4 07 5 0 F	担当者	部署名	A.I. I		氏名			FAX				_
	31日以前にこの書式を	and other party	合は、上	記 第一種ノ	ロン類允項回	以業者」を	第一權	Transmission I	者」と読み	きえる。		
	プロン類を回収しまし	ノ 7こ。	-0.00.0			т.		管理番号		\perp		Щ
第一種	コン類の種類	CFC		ŀ	HCFC		HF	С		計		
回 特定製品の		2 (1,500					
	インノコナー			,	15	V. III	1.	28				
冷		台	kg		台	kg	台	kg		台		kg
00	び冷凍機器	台	kg	É	a	kg	台	kg		台		kg
	び冷凍機器計	台台	kg kg	É	4	kg kg	台台	kg kg		台台		kg kg
銘板に記載されて (判る範囲で記入す	び冷凍機器 計 いる充填量 「る)	台台台	kg kg kg	£	a	kg	台	kg		台		kg
銘板に記載されて (判る範囲で記入す	び冷凍機器 計 いる充填量	台台台	kg kg	£	4	kg kg	台台	kg kg		台台		kg kg
銘板に記載されて (判る範囲で記入す	び冷凍機器 計 いる充填量 「る)	台台台	kg kg kg	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	4	kg kg kg	台台	kg kg		台台	87.00	kg kg
銘板に配載されて (判る範囲で記入す フロン類が回収で	び冷凍機器 計 いる充填量 「る)	台台台	kg kg kg	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	화 화 화	kg kg kg	台台	kg kg		台台台	頭再生・ の伝票者	kg kg kg
銘板に記載されて (判る範囲で記入す フロン類が回収で フロン類 (該当する 1:破壊業者(※1.	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 質の引渡し先等 5番号を○で囲む)	台台台	kg kg kg	要因:	会 会 会 ン類の処理方 HFC	kg kg kg kg	台台	kg kg kg		台台台		kg kg kg
参板に記載されて (判る範囲で記入す フロン類が回収で フロン類 (該当する 1:破壊業者(※1, 2:再生業者(※1,	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 質の引渡し先等 5番号を○で囲む)	台台台	kg kg kg	要因: 回収したフロ: HCFC	会 会 会 ン類の処理方 HFC	kg kg kg c kg	台台	kg kg kg		台台台		kg kg kg
銘板に記載されて (判る範囲で記入す フロン類が回収で フロン類 (該当する 1:破壊業者(※1.	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 質の引渡し先等 5番号を○で囲む)	台台台	kg kg kg 台	要因: 回収したフロ: HCFC kg	台 台 台 ン類の処理方 HFC	kg kg kg た記の 冷媒番号	台台	kg kg kg		台台台		kg kg kg
会板に記載されて (判る範囲で記入す フロン類が回収で フロン類が回収で 1:破壊業者(※1 2:再生業者(※1 3:自ら再生(※2) 4:(施行規則) 第49条第1号	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 類の引渡し先等 5番号を○で囲む) 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	台台台	kg kg kg 台	要因: 回収したフロ: HCFC kg kg	会 会 分 と が か が か が が が は と は と は と は と は と は と は と は と は	kg kg kg た記の 冷媒番号 R	台台	kg kg kg		台台台		kg kg kg
総板に記載されて (判る範囲で記入す フロン類が回収で フロン類が回収で 1:破壊業者(※1 2:再生業者(※1 3:自ら再生(※2) 4:(施行規則)	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 類の引渡し先等 5番号を○で囲む) 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	台台台	kg kg 给	要因: 回収したフロン HCFC kg kg kg	会 会 会 と が か か か か か か が の が 理 方 に を を を を を を を を を を を を を を を を を を	kg kg kg kg 左記の 冷媒番号 R R	台台	kg kg kg		台台台		kg kg kg
総板に記載されて (判る範囲で記入す フロン類が回収で フロン類が回収で 1:破壊業者(※1 2:再生業者(※1 3:自ら再生(※2) 4:(施行規則) 第49条第1号規定する者(※ 5:保管	び冷凍機器 計 計 きなかった場合の台数及び をなかった場合の台数及び 類の引渡し先等 5番号を○で囲む) 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5	台 台 会 要因 CFC	kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg	要因: 回収したフロ HCFC kg	会 会 会 会 会 と が は な は な は な は な は な は な は な は な は な は	kg kg kg kg 左記の 冷媒番号 R R R R R	台台台	kg kg kg kg 容器識別番号	*X票の伝票	台台台	の伝票者	kg kg kg kg
結板に記載されて (判る範囲で記入。 フロン類が回収で フロン類が回収で 1:破壊業者(※1. 2:再生(※2. 4:(施行規則) 第49条第15 規定する者(※5:保管	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 類の引渡し先等 5番号を○で囲む) 1 2 3 4 5 1 3 3 4 5 1 3 3 4 5 1 3 5 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	台 台 台 会 要因 CFC CFC 2: 再生業者或前にこの書式	kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg k	要因: 回収したフロ: HCFC kg 場合は、「自ら戸戸場合は、「(施行	会 会 会 会 会 と が は な は な は な は な は な は な は な は な は な は	kg kg kg kg た記の 冷媒番号 R R R R R R R R R R R R R R R R R R R	台台台台	kg kg kg kg 容器識別番号 容器識別番号及び 省令7条による業	*X票の伝票	台台台	の伝票を	kg kg kg kg kg
総板に記載されて (判る範囲で記入。 フロン類が回収で フロン類が回収で 1:破壊業者(※1. 2:再生(※2. 4:(施行規則) 第49条第15 規定する者(※5:保管	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 調の引渡し先等 5番号を○で囲む) 1 2 3 4 5 1 3 4 5 1 3 5 1 3 5 1 4 5 1 5 1 5 1 6 1 7 6 1 7 7 7 7 8 3 8 3 1 8 5 1 7 7 7 8 3 8 3 1 8 5 1 7 7 8 3 8 3 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	台 台 台 会 要因 CFC 2: 再生業者 書式 か※2~3に準 都 道 和 が 単 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg k	要因: 回収したフロ: HCFC kg 場合は、「自ら戸戸場合は、「(施行	会 会 会 会 会 会 と が は の が は の が は を は を は を は を に を に を に り に り に り に り り り り り り り り	kg kg kg kg た記の 冷媒番号 R R R R R R R R R R R R R R R R R R R	台台台台	kg kg kg kg 容器識別番号 容器識別番号及び 省令7条による業	XX票の伝票者 者」と読み替え	台台台	の伝票を	kg kg kg kg kg
結板に記載されて (判る範囲で記入。 フロン類が回収で フロン類が回収で 1:破壊業者(※1. 2:再生(※2) 4:(施行規則) 第49条第1年 規定する者(※ 5:保管	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 類の引渡し先等 5番号を○で囲む) 1 2 3 4 5 1 3 3 4 5 1 3 3 4 5 1 3 5 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	台 台 台 台	kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg k	要因: 回収したフロ: HCFC kg kg kg kg kg kg kg kg kg lact、「自ら声場合は、「(施行 lack) 1:破壊業者	会 会 会 会 会 会 と が は の が は の が は を は を は を は を に を に を に り に り に り に り り り り り り り り	kg kg kg kg た記の 冷媒番号 R R R R R R R R R R R R R R R R R R R	台台台台	kg kg kg kg 容器識別番号 容器識別番号及び 省令7条による業	XX票の伝票者 者」と読み替え	台台台	の伝票を	kg kg kg kg kg
結板に記載されて (判る範囲で記入で フロン類が回収で で で は数当す。 1:破壊業者(※1 2:再生業者(※1 3:自ら再生(※2) 4:(施行規則) 第49条第1 規定する者(※ 5:保管	び冷凍機器 計 いる充填量 きなかった場合の台数及び 類の引渡し先等 5番号を○で囲む) 1 2 3 4 5 1 3 3 4 5 1 3 3 4 5 1 3 5 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	台 台 台 会 要因 CFC 2: 再生業者 書式 か※2~3に準 都 道 和 が 単 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg kg k	要因: 回収したフロ: HCFC kg kg kg kg kg kg kg kg kg lact、「自ら声場合は、「(施行 lack) 1:破壊業者	会 会 会 会 会 会 と が は の が は の が は を は を は を は を に を に を に り に り に り に り り り り り り り り	kg kg kg kg た記の 冷媒番号 R R R R R R R R R R R R R R R R R R R	台 台 台 台 会 る る る る る る と し た フ に り た フ に り た フ に り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	kg kg kg kg 容器識別番号 容器識別番号及び 省令7条による業	XX票の伝票者 者」と読み替え	台台台	の伝票を	kg kg kg kg kg

^{※4)} 引渡し先が複数ある場合は、F票をコピーして使用する。 ※5) 引渡し先を「3:自ら再生」とした場合のみ記入する。

ョゥ冉生」とした場合のみ配入する。 発行元:一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)



未来の地球のために、いま 関西 夏の「COOL CHOICE(二賢い選択)」



冷房の設定温度を28℃に! 関西夏のエコスタイル 職場や会議を軽装で! 残業を減らすと節電・省エネに!

中長期的な節電・省エネの方法(具体例)

- 〇省工ネ性能の高い機器への買い替え・リース替え
- O照明のLED化
- ○省エネ・節電診断サービスなどの利用
- ○建物の増改築・改修時に、断熱材の利用などによる熱負荷の低減
- 〇太陽光発電やコージェネレーションシステムの導入
- OBEMS・FEMS (ビル・工場のエネルギーマネジメントシステム) 導入による 見える化と空調・照明等の機器の制御

関西広域連合 Union of Kansai Governments 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、 徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市で構成しています。

今夏の省エネ・節電のお願いについて

平成23年夏以来、電力不足が懸念されてきましたが、県民や事業者の皆様のご協力により節電の取組は着実に進み、これまでのところ電力需給がひっ迫する事態に陥ることはありませんでした。皆様の節電取組に厚くお礼申し上げます。

さて、今夏については、いずれの電力会社でも電力の安定供給に最低限必要な供給予備率を確保できる見通しであり、ひっ迫回避のための特別な取組の必要性はないと見込まれています。

しかし、この供給予備率は節電効果を前提として算出されたものであり、節電の必要が無くなったわけではありません。

また、原発の停止によって発電量に占める火力発電の割合が9割に達し、電力消費に伴う二酸化炭素排出量が増加していることから、地球温暖化対策から見ても、節電の取組は重要です。

このため、和歌山県では関西広域連合と連携して、電力などエネルギー消費が増加する時期である夏期において「省エネルギー・節電」の推進について、以下のとおり県民や事業者の皆様に呼びかけていくこととしました。

■今夏の省エネルギー・節電の呼びかけ

○期間:平成28年7月~9月○内容:省エネ・節電の実施

未来の地球のために、いま

関西 夏の「COOL CHOICE(=賢い選択)」

※エアコンの28℃設定、こまめな消灯、冷蔵庫の温度設定を弱める、日中の不要な照明の 消灯など、日常の業務や生活の中で実施可能な着実な省エネ・節電をお願いします。

〇留意事項

- ・産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での 協力をお願いします。
- ・高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、熱中症など健康上支障のない範囲での 節電をお願いします。

■「COOL CHOICE」とは

- ・第29回地球温暖化対策推進本部(H26.6.2)において政府が発表しました。
- ・2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減という目標達成のため、 日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の「製品」・「サービス」・「行動」など、 温暖化対策に資するあらゆる「cool(賢い)choice(選択)」を促す国民運動です。 (H27.7.1 開始)



5 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

5一① 支部研修会

平成27年度の支部研修会は、和歌山県循環型社会推進課の担当官から「和歌山県災害廃棄物処理計画について」、また、NPO法人大阪環境カウンセラー協会の中田氏から「化学物質の管理について」それぞれご講演を頂きました。続いて、事務局から伝達事項の説明を行い、周知を図りました。

◇ 研修会開催スケジュール

支 部	日 時	場所	参加者
Zhou Like and San who shop	平成28年1月20日(水)	田辺市	15名
御坊・田辺支部	午後1時30分~午後4時	(ビッグ・ユー)	(12社)
47 ± ± ± ± 1	平成28年1月21日(木)	新宮市	12名
紀南支部	午後1時30分~午後4時	(新宮商工会議所)	(11社)
和歌山支部	平成28年1月26日(火)	和歌山市	35名
海南・有田支部	午後1時30分~午後4時	(プラザホープ)	(28社)
47 시b + 호텔	平成28年1月27日(水)	紀の川市	11名
紀北支部	午後1時30分~午後4時	(粉河ふるさとセンター)	(10社)

◇ 研修会テーマ

(1) 和歌山県災害廃棄物処理計画について

講師:和歌山県循環型社会推進課 担当官

(2) 化学物質の管理について

講師: NPO法人大阪環境カウンセラー協会

中田進久氏

- (3) 電子マニフェストについて
- (4) 低炭素社会実行計画について
- (5) 事業継続計画 (BCP) の策定について
- (6) 労働災害の防止について
- (7) その他



御坊・田辺支部



紀南支部



和歌山、海南・有田支部



紀北支部

5一② 産業廃棄物処理実務者研修会【継続学習制度(CPDS)の講習会認定】~基礎コース~

この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的として開催しました。

☆開催日時 平成28年7月1日(金) 受付9時30分~

☆開催場所 プラザホープ(和歌山県勤労福祉会館) 4階

☆参加人数 排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者 69名

☆受 講 料 当協会会員 5,000円(税込) (テキスト代含む)

非 会 員 7, 200円(税込) (テキスト代含む)

☆研修内容

10:00 12:00 12:50 13:10 14:30 16:00 16:30

産業廃棄物	日化工	質疑	産業廃棄物の	産業廃棄物管理票	質疑応答・
処理の基礎	昼休み	応答	委託処理と委託契約	• 帳簿	修了証の交付

すべての科目を受講し研修会を修了された方には修了証を交付し、CPDS受講証明を希望する受講者には受講証明書を発行しました。









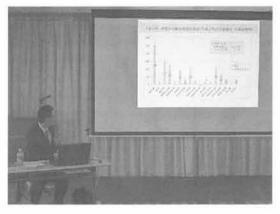
5一(3) 安全衛生活動事業

一 労働災害事例研修会 一

我々協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、労働災害事例研修会を実施しました。

開催日時	平成28年3月11日(金) 午後1時30分から午後4時	平成28年3月14日(月) 午後1時30分から午後4時		
開催場所	和歌山会場(和歌山市:プラザホープ) 田辺会場(上富田町:上富			
参加者数	28名	15名		
研修内容 及び講師	・研修内容 労働災害の発生状況、特に産業廃棄 因とその防止対策及び労働安全衛生 (2)運転の基本と危険予知について・講師 JAF和歌山支部推進課 小山 真・研修内容	容署 安全衛生課 岩手 忠彦 課長 容署 安全衛生課 三木 邦章 課長 等物処理業における災害事例、事故内容、原 法の改正 等		

【和歌山会場】





【田辺会場】





一安全衛生推進会議一

中小企業等小規模事業場の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、 平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。平成20年度から平成2 2年度までの3年間は中央労働災害防止協会の支援を受けて、「団体安全衛生 活動援助事業(たんぽぽ計画)」を実施しました。

1 団体安全衛生活動援助事業の実施成果について

事業活動を実施していく中で、各事業所において、安全衛生に関する意識が向上し、活動内容や方法への理解が深まり、活動についての意見・質疑も多くなるなど安全衛生についてのレベルが上がってきました。

たんぽぽ計画が終了し5年余り経過しましたが、今後とも、安全衛生活動 に取組み、労働災害の未然防止に努めていく必要があります。

2 今後の活動事業の取組みについて

平成28年7月19日に(一社)和歌山県産業廃棄物協会安全衛生委員会の武田委員長と安全衛生促進委員を中心に、安全衛生推進会議を開催し、平成28年度の安全衛生活動事業計画及び労働災害防止計画の策定等について協議しました。

平成28年度の活動事業としては、安全衛生研修会(リスクアセスメント推進研修会・労働災害事例研修会)及び相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。また、(公社)全国産業廃棄物連合会が平成29年度を初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、平成28年度は本計画の準備期間としていることから、当協会においても、会員事業所の安全衛生活動の現状を把握し、労働災害防止計画(協会版)を策定することになりました。



一「ヒヤリ・ハット」体験事例について一

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、平成27年11月と平成28年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事故から、車両運転途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」 したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

分類:収集運搬 事故の型:転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	積み込み作業中	油付きコンガラ入りフレコンを積み込みしている時、コンテナの底に油が付着していたところで足を滑らせて転倒しそうになった。	事前の確認、油汚れ発見時は拭き取りか、吸着すべり止め用に砂等の散 布措置を行うようにする。
2	取引先現場	コンテナ引上げ作業中	コンテナの後方が正確にロックされてい なかったためコンテナを引上げる時に荷 物が落下しそうになった。	コンテナ本体の確認実施。ゆるみ等 不備があれば即修理手配をするよう にする。
3	取引先現場	廃棄物収集作業中	古い民家だったため床の木が腐っていて足が床に踏み込みそうになった。	床などが腐っていそうな場所があれば、足場板など養生をしてから作業する。
4	取引先	ゴミ収集中	油等で足がすべり、怪我をしそうになっ た。	あわてずに足元を確認しながら仕事をする。
5	ゴミステー ション	ゴミ収集時	収集時に、パッカー車から降車時に足を 踏み外した。	降車時は足元に注意する。
7	工場内	シート掛け作業中	シートのゴムが足に絡まり転倒しそうに なった。	足元の確認を徹底する。
8	ゴミステー ション	ゴミ収集時	パッカー車から降車する時、ステップを踏 み外して転倒しかけた。	足元を確認してから降車する。





分類:収集運搬 事故の型:衝突·接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	ゴミ収集中	反対車線側にもゴミ袋があったため取り に行こうしたら後続車・対向車が視界に 入り立ち止まった。	反対車線にゴミがある場合には、慌 てず前後・左右の安全を確認し収集 する。
2	一般道路	走行中	前車両が急にブレーキを掛けウインカー も出さないで、右折したため衝突しそうに なった。	十分な車間距離を取って走行する。
3	回収先	車を停車中	前向きに駐車していた車が、こちらに気 付かずバックしてきたので衝突しそうに なった。	徐行運転の徹底。
4	ゴミステー ション	ゴミ収集中	車両後部の観音扉が開いてきて顔をぶ つけそうになった。	扉は必ずロックするようにする。
5	一般道路	走行中	リヤゲートのパネルが一部、強風ではがれて飛びそうになった。	日常から点検を行い、さびてきている 部分には注意する。
6	一般道路	ゴミ収集中	積み込み作業中パッカー車の影から人がでてきたので接触しそうになった。	人が通るスペースがないように駐車 し、周りをしっかりと確認する。
7	一般道交差 点内	運搬中	交差点を左折時、対向車線の車が右折し て来て自車の前方に車線をこえて割り込 んだため、衝突しそうになった。	かもしれない運転(前方に割り込んで くるかもしれない)を行い防衛運転に 努める。
8	住宅地	住宅地走行中	建物の影から子供が飛び出してきた。	かもしれない運転を心がける。
9	取引先駐車場	方向転換時	取引先駐車場内で車を方向転換時、子 供が車の前に飛び出てきたので急ブレー キを踏んだ。	目視の確認、誘導員を配置する。
10	取引先駐車場	取引先の駐車場から 一般道路に出ようと した時	走行車線にウインカーを出して駐車場に 入ってこようとしている車があったので駐 車場から出ようとしたら、その車はそのま ま直進していった。	早とちりせず、安全運転を心がける。





分 類:収集運搬 事故の型:飛来·落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
ă	取引先現場	コンテナ引上げ作業中	設置していたコンテナを引き上げる時に 後方ロックがしっかりと入っていなかった ため、中身が飛び出しそうになった。	設置時、引き上げ時、コンテナ本体の 点検。腐食、穴あき、扉の変形、建込 状況、ロックハンドルは硬くないか確 認する。
2	一般道路 走行中		風圧により荷台のシートのゴムが切れかけていたので積荷が落ちそうになり、荷の飛散が気になり運転に集中できず停止し補修した。	車両点検時にロープ・シート等の用具 の点検を十分に行う。

分 類:収集運搬事故の型:その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	
đ	取引先現場	シート掛け作業中	二重袋の上に乗って作業をしていたら二 重袋の口が開いて中身が飛散しそうに なった。	二重袋入りとは言え飛散性アスベスト は綿状品が入っているので、引っ掛 けて破れる恐れがあるので必要以上 に荷重をかけないようにする。	
2	取引先現場	積み込み作業中	10tコンテナにガラスの波板を積んでその上に乗って作業していたら、安全靴の中にガラスの破片が入って足を切りそうになった。	ガラス波板、FRP波板共に滑りやすいため取扱いに注意する。また、ガラス波板は網入りであるが角が欠けやすく鋭利であるため注意する。	
3	坂道	ゴミ収集中	サイドブレーキがあまく車が下がってき た。	坂道に止める時には輪止をする。	
4	取引先	車を停車した時	サイドブレーキの効きがあまかったため、 車が下がってきた。	サイドブレーキのブレーキパットの交 換。	
5	会社駐車場	積み込み作業中	会社内ゴミ置き場にて、生ゴミ収集中に溝に足を取られて転倒しかけた。	足元の確認を徹底する。	

分 類:中間処理 事故の型:転落·転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	プラント内	重機で木材を積み込み作業中	重機に乗ろうとした時に作業服の上着の ポケットがレバーにひっかかり落ちかけ た。	ポケットのボタンをとめる様にする。 その他引っ掛かる様な物は身につけ ないようにする。
2	会社内中間 処理施設	積み込み作業中	コンクリートの土間にユンボを置いて廃プラスチック類をバケツで掬おうとしていた時、掬う量が多すぎて、キャタピラーが偏り、ユンボがピットへ転落しそうになった。	バケツ7割程度の量で積み込みする。また、ユンボはピットの際に置くのではなくゆとりを持ってユンボを置く。
3	プラント内	点検作業中	高い所での点検をしている時に安全帯を かけそこなって落ちそうになった。	あわてずしっかりと安全帯をつける。
4	取引先現場	積み込み作業中	廃材を乗せているコンテナにシートをか けようと積み荷の上に乗りシートを広げた 時、足を滑らせ落下した。	出来る限り地面からシートをかけるようにし積み荷には乗らない。コンテナ の端には足を置かない。

5	プラント内	脚立を使用し高所に 上がろうとした時	脚立使用中、脚立が不安定になり、転落しそうになった。	脚立が開閉しないように開き止め金 具を確認し、天盤に乗っての作業は 行わない。2人で作業を行い、1人は 脚立を固定する。
6	破砕施設内 通路及び階 段	落下物を拾おうとし て、階段を降りてい た時	通路上におちていたガレキで転倒しそう になったが、ロープを掴み転倒せずにす んだ。	機械よりはじかれた小さながれき等 の清掃をし、通路上に転倒の原因と なるようなものは置かない。
7	中間処理施設	重機から降車時	足元に木くずが転がっていて踏みそうに なった。	降りる際は基本動作を怠らないように する。
8	工場内	一輪車で作業中	フレコンを積み込み中、くぼみにタイヤがはまりパランスを崩した。	通行時にくぼみや、障害物がないか 確認する。また、くぼみがある場合に は補修してもらう。

分 類:中間処理 事故の型:衝突·接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	バック走行時	後ろに人がいたのに気がつかないで接触した。バック走行なのでスピードが出ていなかったため大事にはいたらなかった。	バック走行の際には必ず周りを確認 し、十分に気をつけて行う。また、誘 導員がいる場合には誘導員の指示に 従い、十分に気をつけて行う。
2	プラント内	積み込み作業中	フォークリフトで前方への作業に集中していた為、後方へ下がる時、人と接触しそうになった。	操作者は、周囲の確認、後方に下がる時には、必ず目視。周囲の人も、機械、重機で作業を行っている場所には近づかない。
3	工場内	分別作業中	混廃を分別し振り返ったら、油圧ショベル がフレコンバックを吊り上げていて、頭に ぶつかりそうになった。	周囲を確認し、危険な場所を予測するようにする。
4	工場内	ショベルカーでかき上げ作業中	ショベルカーでかき上げ作業中、死角に人がいて接触しそうになった。	周りの確認を徹底的に行い、周りの 人にも作業場所には近づかないよう に注意する。





分 類:中間処理 事故の型:飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	
1	現場内 荷下し時		プレキャストL型擁壁を吊上げた時、ワイヤーが干切れて、吊荷が落下した。	重量に適したワイヤーを使用し、吊金 具を使用する。ワイヤーの点検は怠 らない。また、吊荷の下には絶対に入 らない。	
2	工場内	荷役作業中	コンテナの影から作業者が出てきて、操作中のバックホーで挟みこんでいた荷が落下しそうになった。	荷役作業中、コンテナ等の影から作業者が出てくる可能性のある場所では、操作前に確認。その周囲には、立ち入らないように表示周知を行う。	
3	工場内	荷下ろしの写真を撮影中	混合廃棄物の中に入っていたガラスくず が荷下し中にはねて当たりそうになった。	混合廃棄物にはガラスくずが混ざらな いように配慮。安全な場所で撮影す るようにする。	
3	工場内	油圧ショベルで、ゴミを分別中	混廃の中に入っていたパイプをショベルで挟んだ時に割れて破片が飛散した。	ゴミをしっかり確認し丁寧に作業する。	

分 類:中間処理 事故の型:挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	玉掛け作業中	フックとフレコンバックのベルトの間に指 が挟まった。幸い、オペレーターががすぐ に気付き、怪我にはならなかった。	ベルトを持つ位置に十分注意し、荷物が多いからと言って急がず作業する。オペレーターとの合図を確実にする。
2	工場内 高速カッターで作業中		高速カッターでロープを切っている時に、 切れたロープの糸が刃物に絡まって、手 を巻き込みそうになった。	ロープ又は、衣類等は高速カッターを 使用せずハサミやカッターを使用す る。

分 類:中間処理 事故の型:その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	
1	会社施設内	点検作業中	スイッチの押し間違いで機械の誤作動が起こった。	点検前にブレーカーを落としているか を、しっかり確認し、スイッチの操作等 は、押す前に間違えていないか確認 する。	
2	工場内 油圧ショベル運転中		ユニック車から廃木材を油圧ショベルで おろす際に横側のあおりが開いていな かった為、木材と一緒につかんでしまっ た。	手前のあおりが開いていたので反対 のあおりもひらいていると思いこん だ。操作を始める前には必ず目視で 確認する。	
4	プラント内	点検・清掃中	破砕機内点検の為ブレーカーを遮断し、 内側の清掃を行っていた時、制御盤に「 点検中」の注意書きの札ををかけ忘れた ため、別の者が点検中と知らずブレー カーを入れてしまった。	今回はブレーカーを入れただけでした がスイッチが入っていれば大事故に つながっていた。今後は注意書きの 徹底、朝礼時の伝達、制御盤の施錠 を行うように決定した。	

5一4 県外視察研修会

平成28年2月18日(木)~19日(金)の2日間、県外視察研修会として20名が参加し、兵庫県姫路市の新日本開発㈱様、㈱姫路環境開発様を訪問し処理施設を見学させていただきました。(以下、敬称略)

1日目は新日本開発㈱の本社工場を訪問し、まず研修室で永川代表取締役社長より会社概要の説明を受け、その後バスに乗り込み処理施設見学(焼却・混合・破砕・油水分離・発電)に出発しました。

社訓は、「顧客第一に徹し社業である環境産業を通じて社 員の生活向上を図るとともに、安全衛生の向上に寄与し、 地域社会に貢献する」ことを掲げていました。

また、「すべては、地球の未来のために! 私たちは、一人でも多くの人の心にやさしく地球を慈しむ気持ちが定着するよう、美しい自然ときれいな環境づくりに貢献して参ります」と環境方針を掲げられ、環境負荷物質の排出抑制、及びリサイクルの資源の有効利用等の活動により環境汚染の予防に積極的に取り組むために、重点取り組みテーマと環境保全活動の目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムの継続的改善に取り組むと共に定期的に見直しを行





っているとのことでした。数々の取り組みの表れでもある「ご安全に」の合言葉がとても印象に残りま した。

2日目は㈱姫路環境開発を訪問し、研修室で総務部広報の方より会社概要の説明を受け、エコレンガ 工場を案内していただきました。

エコレンガの製造は、原土処理ライン・成形ライン・養生ラインの3箇所を経て製品化とのこと。

再生資源率 7 4 %(原料の 7 4 %以上が他産業から発生した廃棄物や副産物を利用)、無焼成製造(焼成のための化石燃料を使用しないため、CO₂発生を抑え地球温暖化防止)、無廃棄製造(製造工程から出る B 級品等も原料として再利用。工場から廃棄物をださない)、無排水製造(ブロックの面取加工等に利用する水も全て再利用。工場から排水をださない)、省エネ(廃材を前処理なしで原料に使用。さらに無焼成、自然乾燥。余分な工程を省くことで、省エネ・省コストに努める)と、まさに循環型社会を見据えた製造工場でした。焼かないことで実現した素朴で温かみのある自然な風合いのエコレンガ。とても素晴らしい製品だと実感しました。





5一(5) 第21回親睦ゴルフコンペ

平成28年5月18日(水)に朝日ゴルフクラブ白浜コースにおいて、第21回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ:平成28年度第1回)を開催しました。

当日は天候にも恵まれ、19社31名と多くの皆様に参加していただき、盛会裏に開催 することができました。

また、プレー終了後は、各賞(1位~10位、以下5位ごと、当日賞、BB賞、ベストグロス賞)の表彰を行ないました。

第4回親睦ゴルフコンペからチャリティーコンペとして車椅子を寄贈していますが、今回で第14回目となり、有田市に車椅子を寄贈しました。また、有田市からは感謝状をいただきました。

今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお 待ちしています。

1 結果(敬称略)

優勝:野長瀬 宏 (制日置川清掃)

2位:瀧本 利生 (制国辰商事)

3位:中村 雄三 (㈱ナカミチ建機サービス)

4位:北川 直幸 (環境カンファレンス株)

5位:廣田 稔雄(桐日置川清掃)6位:藪本 三千夫(桐日置川清掃)7位:南 太敦(桐南クレーン)8位:三木 治順(셰ワコー産業)

9位:嶋 勝彦 (奥田建材) 10位:森 礼子 (県議会議員)

1 5 位:大沼 郁夫 (奥田建材) 2 0 位:松浦 孝俊 (㈱吉建)

25位:目良 知樹 (めらリサイクル㈱)

30位:上田 隆司 (赤井工業㈱) 当日賞:中島 正剛 (美浜興業制) BB賞:上田 隆司 (赤井工業㈱)

ベストグロス賞:野長瀬 宏 (侑日置川清掃)



2 車椅子贈呈(1台)

贈呈先:有田市

出席者:市民福祉部福祉課長

馬倉 三喜 氏



5一⑥ 不法投棄防止海上パトロール

平成28年度第1回目(通算43回目)の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄物の有無を確認しました。

○ 日 時:

平成28年6月22日(水)午前9時00分(出港)~午後1時30分(帰港)

○ 参加者:7名

和歌山県循環型社会推進課 2名

和歌山市産業廃棄物課 1名

和歌山市一般廃棄物課 1名

和歌山海上保安部警備救難課 1名

和歌山県産業廃棄物協会 2名

○ パトロールコース:

和歌山南港(出港)→大川港→矢櫃海岸(有田市)→衣奈周辺(由良町)→戸津井漁港沖合→白崎→下津港(方)→和歌山南港(帰港)

○ パトロール結果:

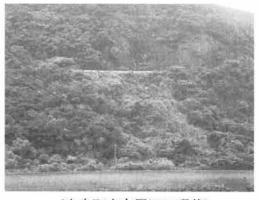
- ・前回(H27年10月)に比べて全体的に廃棄物は減っていた。
- ・前回確認した田倉崎東側沿岸の崖崩れに伴う建設廃棄物等は少し整理されていた。
- ・加太港から大川港間の海岸に漂着物と見られる廃棄物 (プラ容器類・木くず) が確認できた。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いに建設廃棄物と思われる不法投棄物が確認できたが、 前回に比べると減っていた。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて若干の不法投棄物が確認できたが、前回に 比べると減っていた。
- ・下津港海岸道路沿いで新たに廃プラと思われる不法投棄物を確認した。

○ パトロール結果の対応:

和歌山県及び和歌山市から、関係機関に連絡・対応をお願いしました。



[矢櫃海岸の現状]



[由良町衣奈周辺の現状]

5一7) 収集運搬部会活動

不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成28年6月8日(水)に和歌山市内を不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、可能な範囲で撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等 に報告しました。

(1)参加者:21名

㈱ヴァイオス	2名	㈱貴志安商店	2名	㈱紀洋	2名
㈱坂口興業	1名	㈱日ノ本組	1名	㈱丸六	2名
㈱目良建設	1名	めらリサイクル㈱	1名	㈱吉建	2名
和歌山プレス㈱	1名	和歌山市産業廃棄物課	2名	和歌山市一般廃棄物課	2名
産廃協会	2名				

(2) 巡回コース:和歌山城砂の丸広場→和歌山西高等学校→森林公園→青岸エネルギーセンターへ撤去物の搬入→雑賀崎→和歌浦→岡崎→四季の郷

(3) 撤去した量: 4 t クラムシェル付き車1台、軽ダンプ4台の計5台で 総回収量1, 050kg

(4) 撤去した物:テレビ、冷蔵庫、レンジ、タンス、机、布団、マットレス、 波板、陶磁器くず、鉄くず、ペットボトル、空き缶、空き瓶、 プラ容器、がれき類およびその他可燃ごみ









5一® 第19回クリーンアップキャンペーン

平成28年6月26日(日)に、浜の宮ビーチ(和歌山市)と天神崎海岸(田辺市)で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンを実施し、今年で第19回を迎えました。

会員の皆様や会員のご家族の方、各関係行政や一般の方々等の協力を得まして、浜の宮ビーチでは384名、天神崎海岸では111名と多くの皆様に清掃活動に参加していただきました。

今回もゴミ袋を片手に大勢の参加をいただき、大変、浜辺も綺麗になりました。

協会としては、継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、今後とも努力して参りたいと考えております。

今後ともご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

最後になりましたが、当日、資機材を提供して頂きました会員様、ご参加いただきました会員の 皆様、ご家族等の方々にお礼を申しあげます。



天神崎海岸



浜の宮ビーチ



天神崎海岸



浜の宮ビーチ

第19回クリーンアップキャンペーンに参加いただいた会員等

【浜の宮ビーチ】

参加企業名	参加者数	参加企業名	参加者数
赤井工業㈱	4	㈱真永	2
㈱井奥建材工業	5	㈱関組	5
(株)ヴァイオス	21	大栄環境(株)	8
(株)エスエムエス	4	大弘建材(株)	2
エヌシー環境(株)	1	㈱武内商店	3
㈱大瀧商店	11	協中紀環境科学	2
(有)かさい	4	日鉄住金スラグ製品㈱	7
風吹共同アスコン(株)	1	日鉄住金物流㈱	2
環境カンファレンス(株)	2	(有)火の国産業	6
(株)環境クリーンサービス	15	㈱日ノ本組	9
㈱岸化学	4	株古勝	2
㈱貴志安商店	6	益田工業(有)	5
㈱紀洋	2	(株)丸山組(海南)	2
有久保忠	6	㈱三高産業	3
栗生タイプ印刷	2	㈱明光	2
(株)KSP	1	㈱目良建設	14
㈱小池組	62	めらリサイクル(株)	10
(株)サウスコア	4	㈱吉建	3
㈱坂口興業	8	和歌山スチール協同組合	22
(株)酒直	30	和歌山ゼロックス(株)	42
三成興産(株)	2	和歌山縣ヘルス工業㈱	10
(株)ジャルク	8	各議員(秘書の方含む)	8
西洋環境開発(株)	6	一般参加	3
		協会事務局	3

【天神崎海岸】

加者数
4
10
2
7
4
2
2
7
11
1
1
2

5一9 食品廃棄物等適正処理推進研修会

本年1月に明るみになった、愛知県のダイコー㈱が起こした廃棄食品の転売事件は、食品廃棄物の処理業者だけでなく産業廃棄物業界全体の信頼を失墜させる深刻な問題です。当協会では、「産業廃棄物の適正処理の推進」を協会運営の柱として、普及、啓発、研修、指導、調査研究等の事業に取り組んでまいりましたが、この度の事件を受け、食品廃棄物だけでなく、全ての産業廃棄物の適正処理の確保に向け、会員事業者の資質の向上や不適正処理を防止するため、食品廃棄物等適正処理推進研修会を開催しました。研修会では、和歌山県循環型社会推進課の稲内氏から食品廃棄物等の適正処理の推進についてご講演をいただきました。

◇日 時: 平成28年7月15日(金) 午後1時30分~午後3時00分

◇場 所:和歌山ビッグ愛 6階 会議室601

◇参加者数:20名

◇研修内容:食品廃棄物等の適正処理の推進について

講師 和歌山県循環型社会推進課 稲内 久 氏



武田会長開会挨拶



和歌山県循環型社会推進課 稲内氏



5一⑩ 平成28年熊本地震に対する義援金拠出について

はじめに、平成28年熊本地震で被災された方々や関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げるとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当協会では被災者の皆様の救援や被災地の復興に役立てていただくため、会員 各位に義援金の協力をお願いしました。集まった義援金は、6月30日に和歌山県の平 成28年熊本地震義援金口座に入金し、幸前裕之県福祉保健部長に目録を手渡しました。

◇ 募集期間 : 平成28年4月26日~6月10日

◇ 義援金の総額 : 2,002,697円

わかやま新報 平成28年7月6日 (水)

熊本被災地に義援金

県産廃協会が200万円

ら5人で県庁を訪 設置するなどして集 会の会場に募金箱を び掛けた他、通常総 、武田全弘会長)は 40会員に協力を呼 武田会長と副会長 義援金200万円 部長に目録を手渡 県産業廃棄物協会 幸前裕之福祉保 2回目の送金を行 たい 6873円。30日に 418件2111万 |確実に被災地に届け|金を募集している。 地の現状を報告。幸 ない状況だ」と被災 け状況は28日現在、 廃棄物が処理しきれ 雨災害もあって災害 前部長は「義援金を|日まで引き続き義援 県の義援金受け付 1回目(5月19 と受け取っ 2962 った。 地震義援金」)。 8▽きのくに信用金 店、普通40796 振り込み先は次の2 0万円を熊本県に送 日) と同額の100 もに「平成28年熊本 口座(口座名義はと 県では来年3月31 紀陽銀行県庁支



武田会長医が幸前部長に目録を手渡した

【義援金をお寄せいただいた会社名及び個人名】

㈱ナヤバーク	㈱明光	郁ホウザン環境
(有)日置川清掃	武田全弘	㈱KSP
㈱環境クリーンサービス	㈱丸六	㈱日ノ本組
(相タナカ工務店	(有)ワコー産業	㈱目良建設
めらリサイクル㈱	小椋リビングクリーン㈱	和建技術㈱
クリーンサービス	(有協和運輸	西洋環境開発㈱
	美浜興業衙	(相)国辰商事
森脇敏夫	三港産業㈱	㈱紀洋
㈱ヴァイオス	㈱吉建	(有)志場商店
三成興産㈱	久建設	北村土建㈱
(有南クレーン	㈱吉田組	(有かさい
和歌山プレス㈱	松田美代子	㈱貴志安商店
井本滋之	松岡香代	亀井千晶
森本将至		(順不同 敬称略)

5一① 青年部会活動

青年部会では、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会第4回通常総会に先だって同日の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山(和歌山市)で第4回青年部会総会を開催しました。

当日は27名(委任状を含む。)の出席があり、議長に瀧本氏が選出され、次の各議案が審議され、承認・可決されました。

第1号議案 平成27年度事業報告の件

第2号議案 平成27年度決算報告 (監査報告) 承認の件

第3号議案 平成28年度事業計画 (案) 承認の件

第4号議案 平成28年度予算(案)承認の件

第5号議案 役員改選



瀧本青年部会長

平成28年度事業計画は次のとおりです。

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が行う事業活動の 分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催



青年部新役員

また、役員改選では、次の方々が新役員に選任されました。

会	長	瀧本	利生	(制国辰商事	再任
副会	: 長	山本	雅弘	(有)ワコー産業	再任
副会	: 長	上田	修司	㈱日ノ本組	新任
副会	: 長	赤井	靖	赤井工業㈱	新任
書	記	大瀧	吉宏	㈱大瀧商店	再任
会	計	廣田	耕嗣	(有)日置川清掃	新任
代表	監事	和田	秀幸	(有協和運輸	再任
監	事	吉村	享	㈱ヴァイオス	新任
役	員	寺村	公博	㈱古勝	新任
役	員	柏木	清次	旬柏木商店	再任
役	員	綛田	洋規	㈱明光	新任
顧問		井本	滋之	(一社)和歌山県産業廃棄物協会	再任
相談	役	峯尾	登	㈱吉建	新任

田中ゆり子役員につきましては、同日付で退任されました。

その他の主な行事は以下のとおりです。

○平成27年度第6回役員会

開催日: 平成28年2月5日(金)

場 所:協会会議室

議 題:(1) 視察研修事業について

- (2)交流事業について
- (3) 会員拡大について
- (4) その他

○近畿ブロック研修会

開催日:平成28年1月22日(金) 場 所:ホテル日航奈良(奈良県)

内 容:ホテル日航奈良において全国産業廃棄物連合会青年部協議会近畿ブロック賀詞交換会 が開催され、泉田会計事務所 税理士 泉田裕史氏による「知らないで済まない!中小 企業のためのマイナンバー制度セミナー」の講演が行われました。経営に役に立つ研 修となりました。

○スプリングカンファレンス2016

開催日:平成28年3月4日(金)

場 所: TKPガーデンシティ仙台勾当台(宮城県)

内 容:宮城県において「第6回スプリングカンファレンス2016」が開催され、東日本大 震災から五年が経過した被災地域に足を運び、現地の現状を視察するとともに当時の 状況を振り返りました。被災地視察をきっかけに、大規模災害発生時に業界として果 たすべき役割や使命について考察する機会になりました。

○平成28年度第1回役員会

開催日:平成28年4月8日(金)

場 所:YANAGIYA御坊店

議 題:(1)第16回(4回)青年部会総会について

- (2) 各委員会報告(交流・研修・拡大)
- (3)情報伝達について
- (4) その他

○平成28年度第2回役員会

開催日:平成28年6月1日(水)

場 所:ダイワロイネットホテル和歌山4F「翡翠」

議 題:(1)第4回(通算17回)青年部会総会について

(2) 委員会開催について (平成28年度から)

(3) その他





○近畿ブロック平成28年度定期総会

開催日:平成28年6月16日(水)

場 所:瀬田アーバンホテル(滋賀県)

議 案:第1号議案 平成27年度事業報告及び収支決算報告承認の件

第2号議案 平成28年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) 承認の件

第3号議案 役員改選の件

以上の議案が審議され、承認されました。

なお総会後、独立行政法人労働者健康福祉機構 京都産業保健総合支援センターの金 子京子氏の講演会が開催されました。

○全国産業廃棄物連合会青年部協議会第17回通常総会

開催日:平成28年7月1日(金)

場 所: 堂島ホテル (大阪府)

議 案:第1号議案 平成27年度事業報告承認の件

第2号議案 平成27年度収支決算報告承認の件 平成27年度監査報告

第3号議案 平成28年度事業計画案承認の件 第4号議案 平成28年度収支予算案承認の件

以上の議案が審議され、承認されました。

なお総会後、同会場にて勉強会が開催されました。

6 事務局だより・情報コーナー

6一① 県知事表彰について

この度、当協会副会長の目良敏さん(目良建設株式会社代表取締役)が平成28年和歌山県知事表彰(環境衛生の向上)を受賞されました。

これは、永年当協会の役員を務め、その間、和歌山支部長及び建設廃棄物部会長として、会員に対しコンプライアンスの推進を呼びかけるとともに、全産連近畿地域協議会の再生利用促進検討委員会委員として、建設副産物のリサイクルや適正処理等の推進に取り組み、また、平成23年台風12号により甚大な被害を被った那智勝浦町において、災害廃棄物の処理体制を確立するとともに災害現場に自ら赴き、災害廃棄物の早期処理に尽力したこと等が認められたものであり、我々(一社)和歌山県産業廃棄物協会としても大変な誉れであり、衷心から祝福したいと思います。









6-② 近畿建設リサイクル表彰について

この度、当協会会員の㈱尾花組様(以下、敬称略)が平成27年度近畿建設リサイクル表彰 (会長賞)を受賞されました。

これは、近畿地域において、建設リサイクルの推進を自主的、かつ積極的に取り組んでいる個人、団体、又は事業者に対し、建設副産物対策近畿地方連絡協議会がその活動を賞し、奨励することを通じ、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される「循環型社会」の構築にむけた行動の輪を広げることを目的とします。

(㈱尾花組は「和歌山県における再生砕石の製造、伐木・除根材の再資源化と利用拡大の取り組み」をテーマに他社では受け入れの少ない木の根の受け入れや、生コンクリートの製造からコンクリート殻のリサイクル、再生砕石の自社工事現場での使用と全工程を一括で行っている等を評価され、見事会長賞を受賞されました。我々(一社)和歌山県産業廃棄物協会としても大変な誉れであり、衷心から祝福したいと思います。







6一③ 廃棄物処理法の改正に向けて全産連が意見書を提出

平成22年に改正された廃棄物処理法が施行されてから5年が経過し、平成28年度が同法の 定期点検の時期に当たることから、(公社)全国産業廃棄物連合会では法制度対策委員会を中心 に事業者の声を汲み上げるとともに、都道府県協会の要望を集約し、平成28年3月31日に環 境省に29項目の要望事項を提出しました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の 見直しに関する意見について 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

全国産業廃棄物連合会は、循環型社会の実現に向けて、廃棄物処理法に関する要望を行うとともに、人材育成の強化及び安全衛生の向上に努め、2030年度の低炭素化目標の検討を行う。

-産業廃棄物についての要望項目-

- *** 業の許可等に関する要望
- 2 施設の許可等に関する要望
- 3 区分及び品目分類等に関する要望
- 4 再生利用の促進に関する要望
- 5 排出事業者責任の強化に関する要望
- 処理業者の資質向上への支援に関する要望
- 7 地方ルールに関する要望
- 8 その他の関連法令に対する要望

一意見書取りまとめの経緯ー

- ・平成26年8月から論点整理に着手
- ・平成27年4月から意見書の検討開始
- ・事業者の声を汲み上げるとともに、都道府県協会の意見を集約
- ・この結果、廃棄物処理法のほか、関連法令をあわせ、法律、政省令、通知 にわたる意見書を取りまとめ
- ・平成28年3月31日に環境省へ提出

業の許可等に関する要望

1-1 許可申請手続き等の一層の合理化・効率化 【要望事項 1~4】

産業廃棄物処理業の許可権を有する 115 都道府県等ごとに、許可申請手続きに係る書類様式が それぞれ異なる場合があり、申請者はこれら異なる書類様式に対応するために煩雑な事務処理を行 わなければならない。そこで、<u>不合理に異なる書類様式(添付書類を含む。)は全国統一の様式に</u>して いただきたい。

1-2 優良産廃処理業者の優遇措置の拡充等 【要望事項 5~7】

優良認定業者については、<u>保管や再委託、処理施設の更新等に係る規制を緩和するなどの優遇措置を拡充</u>していただきたい。一方、特定不利益処分を受けた優良認定業者に対してはその認定を速やかに取り消す措置を創設するなど、優良認定制度の普及促進とともに信頼性の向上に資する見直しを図っていただきたい。

1-3 欠格要件の見直し 【要望事項8~9】

廃棄物処理業務に関連する事案かどうかにかかわらず、一律に許可を取り消す現行の欠格要件は、法人の役員だけでなく大口株主や大口出資者も含む欠格対象の範囲の広さとあいまって、業界及び事業者の適正な発展を阻害する要因との懸念がある。このため、廃棄物処理法を含む環境法令違反は論外としても、廃棄物処理業務に関連しない事案によって欠格となった役員で、一定期間内に当該役員が辞任あるいは当該役員を解任した法人については、その法人の許可が存続できるようにしていただきたい。また、法人によるコントロールが及びにくい株主や出資者を、単に「大口であるから」との理由だけで欠格要件の対象とする制度の運用は見直しをお願いしたい。

1-4 「選別」の業の行為としての明確化 【要望事項 10】

「選別」は資源物と非資源物を仕分けるという重要な役割を担っているにもかかわらず、業としての位置づけが与えられていないことから、資源循環の事業に支障をきたすおそれを指摘する声がある。そこで、資源循環の促進を図るため、<u>破砕等の中間処理施設における「選別」を業として法定化していただきたい。</u>

1-5 保管に関する規制の見直し 【要望事項 11】

廃棄物の保管に係る現行の規制は、需要の増減等の市場動向に影響されるリサイクル等の事業に対応するものとなっていない。そこで、一定の要件のもと、<u>再生品の材料等となる廃棄物については、</u>保管量の上限規制を緩和するなどの措置を講じていただきたい。

1-6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の見直し 【要望事項 12】

環境省の「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に示されているマニフェスト制度の点検 を同省において実施し、例えば電子マニフェストの登録の期限を、現行の「産業廃棄物を収集・運搬業 者または処分業者に引き渡してから3日以内」から「引渡した日の翌日」に短縮するとともに、利用事 業者の営業状況を考慮し、登録等の期限には祝休日を含めないこととしていただきたい。また、適正 処理確保の観点から、電子マニフェストの登録義務を委託基化するようお願いしたい(関連:【要望事項23】紙マニフェストの交付義務の委託基準化)。

2 施設の許可等に関する要望

2-1 施設の設置に係る許可申請手続きの合理化 【要望事項 13】

処理施設の設置許可において、例えば従来施設の処理能力等と同等の新施設への入れ替え、または従来施設と比べて環境保全上優れた新施設への入れ替えであっても、従来施設と新施設がまったく同じ型番でなければ新規設置の許可手続きが必要とされるケースがある。さらにメーカーがその型番を廃止しており、その型番の製品の在庫すらない状況があることも勘案すると、このような規制手法のあり方は合理的であるとは言えない。

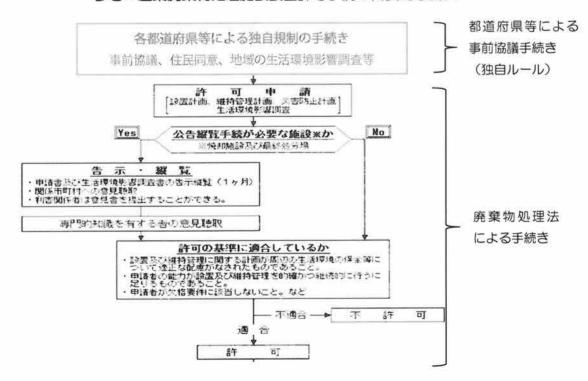
そこで、従来施設に比べ、環境負荷の低減が可能な施設や、処理能力が同等以下の施設等への 入れ替えについては、当該施設の設置許可手続き(事前協議、生活環境影響調査、住民説明等)を 軽減していただき、加えて建築基準法の規制緩和をお願いしたい。

また、焼却施設や最終処分場の設置には必須の手続きである<u>専門的知識を有する者の意見聴取がなかなか開催されず</u>、処理業者においては事業の円滑な進行に支障が出ることを懸念する声があることから、施設の設置手続き期間の短縮を図っていただきたい。

2-2 移動式がれき類等破砕施設の設置等に係る許可 【 要望事項 14】

移動式がれき類等破砕施設の設置において、排出事業者に政令附則において「当分の間施設設置許可を不要」とする合理的な理由はなく、<u>処理業者と同様に排出事業者にも設置許可の取得を義務付ける</u>べきである。

参考:産業廃棄物処理施設設置許可手続の代表的な流れ



③ 区分及び品目分類等に関する要望

3-1 産業廃棄物種類の該当性に係る判断の統一化 【要望事項 15】

同一品目の産業廃棄物種類の該当性に係る判断が都道府県等によって異なるケースがあるため、 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の運用等に苦労しているとの声がある。<u>同一品目であれば、全国ど</u> こでも同一の判断となるよう措置していただきたい。

該当性判断が異なる例

品目	都道府県	具等の該当性判断
	A 県	「燃え殻」
廃活性炭	B県	「ばいじん」
	C県	「汚泥」

3-2 特別管理産業廃棄物の限定措置の撤廃 【要望事項 16】

排出元等を限定している現在の特別管理産業廃棄物制度では、例えば同程度の有害物質を含む 廃棄物であっても、排出元等の違いによって特別管理産業廃棄物に該当したり該当しなかったりする。

一方、法令上は特別管理産業廃棄物ではない産業廃棄物であるとしても、特定有害産業廃棄物に該当する有害物質が基準以上に含まれている産業廃棄物については、当該産業廃棄物の処理の実態として特別管理産業廃棄物と同等の取扱いが求められている。このことは合理性を欠くため、<u>排出</u>元等の限定措置を撤廃していただきたい。

3-3 地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設等 【要望事項 17】

市町村等の事情によって、本来は一般廃棄物として処理されるべき廃棄物(<u>例えば個人が所有している毒劇物や空き家の残置物等</u>)が技術や能力に着目して産業廃棄物処理業者に処理委託されることがある。施設許可の有無から、特に中間処理の現場で疑義を生じるケースもある。

このような問題を解消するため、<u>市町村等の判断によって、当該市町村等の処理施設で処理が困難</u>な一般廃棄物については、当該市町村等が産業廃棄物に指定できる制度を創設していただきたい。

3-4 解体される建築物に放置された「残置物」の取り扱いの明確化 【要望事項 18】

解体される建築物に放置された残置物についても、要望事項17の内容と同様の問題を抱えている。このような残置物については、解体工事の請負に係る商習慣に従い、当該工事の一連の流れの中で取り扱われることが適当と考えられることから、当該工事の元請事業者の判断によって建設廃棄物として処理できるようにしていただきたい。

4 再生利用の促進に関する要望

4-1 再生利用指定制度*による再生資材等の広域利用の推進 【要望事項 19】

再生利用指定制度は、同指定を行った都道府県内での再生資材等(例えば建設汚泥の建設資材としての利用)の利用にとどまっているのが現状である。再生資材等の利用を促進するためには当該都道府県を越えた取り組みが必要であり、再生利用指定制度においては都道府県を越えた広域利用を可能とする制度としていただきたい。

* 再生利用指定制度は、再生利用が確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う事業者を都道府県知事等が指定することで、処理業(収集運搬、処分)の許可を不要とする制度(廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号)。「個別指定」と「一般指定」がある。このうち「個別指定」は、事業者の申請によって、再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、再生輸送業者または再生活用業者として指定(廃棄物の種類、発生場所、利用の場所及び用途等)する。また、「一般指定」は、事業者の申請によらず、都道府県知事等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、同一形態の取引(例えば、特定の産業廃棄物の排出事業所から個別指定されたリサイクル施設への運搬等)を広く一般的に指定する。

排出事業者責任の強化に関する要望

5-1 WDS ガイドライン**の委託基準化 【要望事項 20】

産業廃棄物の適正処理を確保するため、特に取扱いに注意を要する特別管理産業廃棄物の性状等に関する情報ついては、排出事業者による処理業者への情報提供義務を強化し、WDSガイドライン(廃棄物情報の提供に関するガイドライン)の委託基準化を図っていただきたい。

5-2 契約品目以外の廃棄物が混入した場合の法的責任の明確化 【要望事項 21】

産業廃棄物処理委託契約書で取り決めた品目以外の廃棄物が混入していたために、処理業者に損害が生じるケースがある。この契約事項が適切に履行されるためには、排出時での分別の徹底が基本であり、その第一義的な責任は排出事業者にある。そこで排出事業者に対し、契約品目以外の廃棄物が混入したままの産業廃棄物を、処理業者に引き渡すことを禁じる法的措置を講じていただきたい。

5-3 産業廃棄物の適正処理に要する費用負担の徹底 【要望事項 22】

産業廃棄物の適正処理を確保するには、産業廃棄物の処理に係る環境保全上の措置に加え、処理料金のダンピング等を背景とした不適正処理への流れを防止するための措置が必要である。そこで、排出事業者に対し、不当に低い処理委託費の強制等を禁じる一般的な禁止事項を廃棄物処理法に設けるなどの措置をお願いしたい。

5-4 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付義務の徹底・強化 【要望事項23】

現状においてはマニフェスト制度が十分に徹底されているとは言えず、特にマニフェストの交付義務については、約3割の排出事業者が不交付との実態が一部の地方公共団体による調査によって報告されている。このため、例えば排出事業者によるマニフェストの交付義務を委託基準化するなどの措置を講じていただきたい。

** <u>WDS(廃棄物データシート)</u>は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、適正処理に必要となる有害性等の性状の情報を処理業者に提供するためのデータシート。環境省は、WDS の運用方法を解説したガイドライン(WDS ガイドライン)を策定している。

◎ 処理業者の資質向上への支援に関する要望

6-1 業界が自主的に行う研修・講習等への支援措置 【要望事項 24】

処理業者の資質向上を図るため、業界が実施している各種の研修・講習等の人材育成の取り組み に関する法的位置付けと公的支援を検討していただきたい。

7 地方ルールに関する要望

7-1 意見交換等の場の設定 【要望事項 25】

地方公共団体の独自規制(地方ルール)について、国、地方公共団体、産業廃棄物処理業界、排出 事業者などが意見を交換し、<u>それぞれの課題を共有できるような場を環境省が中心となり設定</u>していた だきたい。

意見交換のテーマとしては、例えば次の課題が考えられる。

- ・住民同意(施設の設置)
- ・事前協議(施設の設置、県外からの搬入)
- ・許可申請書及び許可申請書添付書類の様式の全国統一化
- ・許可申請手続き等の電子化
- ・廃棄物該当性の判断
- ・廃棄物品目の判断 等

7-2 条例等の関係情報プラットフォームの整備 【要望事項 26】

環境省が現在ホームページで開設している地方公共団体の条例及び要綱等の掲示板を発展させ、 例えば<u>産業廃棄物に係る地方ルールの情報を検索できるようなプラットフォームの整備</u>を行っていただ きたい。

7-3「積み置き」の判断 【要望事項 27】

交通状況等により処理施設の営業時間内での搬入が間に合わなかったなどのやむを得ない理由で、 収集運搬車両に産業廃棄物を積んだ状態で一時的に駐車する「積み置き」については、産業廃棄物の 「保管」とせず「運搬」の一環として取り扱っていただきたい。

8 その他の関連法令に対する要望

8-1 建築基準法第51条ただし書き許可***の規制緩和 【要望事項28】

従来施設の能力と同等の施設への更新や、従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への 更新など、一定の場合における当該更新施設の設置については、建築基準法第 51 条ただし書き許可 を不要とするなどの規制緩和を措置していただきたい。

8-2 環境配慮契約法の強化 【要望事項 29】

環境配慮契約法の契約類型の一つである産業廃棄物の処理に係る契約の実施について、国及び独立行政法人等の義務を徹底するとともに、<u>地方公共団体等に対する義務付けを少なくとも国等と同程度に強化</u>していただきたい。

*** <u>建築基準法第51条ただし書き許可</u>とは、都市計画区域における産業廃棄物処理施設等の設置について、都道府県等の都市計画審議会の議を経た上で、当該都道府県等の許可を受けなければ、新築も増築も行うことができないとする立地規制の制度。

廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理施設の設置許可を申請するには、その前提として建築基準法第51条だじ書き許可が必要。

以上

6-4 産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の策定について

1. 基本的な考え方

産業廃棄物処理業における平成26年の労働災害死傷者数 (休業4日以上) は1,244人 (平成25年1,260人) であり、平成22年から平成25年までの4年間連続での増加は収まりました。一方、平成26年の労働災害の状況を調査産業計でみると、全産業の度数率1.66、強度率0.09に対し、廃棄物処理業 (産業廃棄物処理業を含む) は度数率6.19、強度率0.45となっており、依然として高い水準となっています。

労働災害の根絶は、業界イメージの向上、優秀な人材の確保、業界の健全な発展のためには避け て通ることはできない極めて重要な課題です。

(公社)全国産業廃棄物連合会では、業界における安全衛生水準の向上を図るために、平成29年度を実施初年度とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画(3年間)」を策定します。本計画では具体的な目標を掲げ、その実現に向けて全力で取り組みます。

また、各都道府県協会は、この計画の目標達成に向け、安全衛生活動調査を実施し、各協会における「労働災害防止計画」を策定します。

注) 平成26年のその他の廃棄物業 (産廃業以外) の死傷者数は893人となっています。

2. 目標

(1) 計画期間中の労働災害による死亡者数を平成24~26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる。

(平成24~26年の平均20人→平成31年16人以下に)

(2) 計画期間中の労働災害による休業4日以上の死傷者数を平成24年~26年実績平均に比して全ての都道府県において、20%以上減少させる。

(平成24~26年の平均1,246人→平成31年996人以下に)

3. 計画の実施期間

平成29年度~31年度

4. スケジュール

平成28年度 : 計画の準備及び周知期間 (計画策定→連合会理事会承認→計画周知)

平成29年度~31年度 : 計画の実施期間

5. 活動結果の報告

連合会安全衛生委員会において毎年の進捗状況を把握し、連合会理事会に報告します。 計画期間の最終年度には、全国大会等で成果を発表します。

6. その他

国が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」の公示(平成30年3月予定) 後、その内容を確認し、必要に応じ本計画の見直しを行います。

6一⑤ 災害廃棄物処理に対する取り組み

当協会は、平成23年9月の「紀伊半島大水害」により発生した大量の災害廃棄物の処理を県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」(平成18年7月締結)に基づき協力要請を受け、災害廃棄物処理支援を実施しました。その際の教訓を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等の災害が発生した場合に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するための平時の備えとして、県内の30市町村と当協会の間で、県との協定に基づき覚書(細部協議)の締結を進めています。

◇ 覚書の締結状況 (平成28年8月1日現在)

Νo	市町村名	締結年月日
1	那智勝浦町	平成 27 年 4月 1日
2	海 南 市	平成 27 年 5 月 11 日
3	日高川町	平成 27 年 6 月 22 日
4	日 高 町	平成 27 年 7月 1日
5	紀美野町	平成 27 年 7月 1日
6	印 南 町	平成 27 年 7月 10 日
7	すさみ町	平成 27 年 8 月 18 日

Νo	市町村名	締結年月日
8	串 本 町	平成 27 年 8 月 19 日
9	上富田町	平成 27 年 8 月 21 日
1 0	古座川町	平成 27 年 8 月 26 日
1 1	白 浜 町	平成 27年 9月 8日
1 2	太 地 町	平成 27 年 10 月 1 日
1 3	有田川町	平成 27 年 10 月 13 日
1 4	有 田 市	平成 27年10月21日



6-6 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会(新規・更新) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区平成28年度日程表

		新規講	習会		更新講	计 習会	
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	特別管理産業廃 棄物管理責任者
日 数	2 日間	3日間(※1)	3日間	4日間(※2)	1日間	2日間	1日間
受講料(※3)	30, 400 円	48,300円	46, 200 円	68,000円	20,000円	25, 200 円	14,000円
9月	兵庫:15~16				京都:6		京都:7
	大阪:28~29				和歌山:15		和歌山:16
10月				大阪:17~		兵庫:13~	兵庫:12
				21		14	
11月	滋賀:8~9				大阪:2		大阪:1
					奈良:17		奈良:18
12月	大阪:14~15				京都:14		大阪:13
					兵庫:21		兵庫:20
29 年	兵庫:17~18				大阪:26		大阪:25
1月					滋賀:26		滋賀:27
2月	京都:7~8		大阪:1~3		兵庫:3	大阪:22~	兵庫:2
	和歌山:22~23				京都:22	23	京都:23
					和歌山:24		
3月	大阪:8~9	京都:7~10			大阪:16		大阪:15

- 注※1処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。
 - ※2特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。
 - ※3平成28年度よりWeb 申込みの場合、通常の受講料から500円を差し引いた割引料金となります。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	$0\ 7\ 7-5\ 2\ 1-2\ 5\ 5\ 0$
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075 - 694 - 3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	$0\ 7\ 8 - 3\ 8\ 1 - 7\ 4\ 6\ 4$
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

6一⑦ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意 しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨の お知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新 の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願い します。

- ○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。
- ○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、 許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。 許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。
- ○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年 間、更新許可講習会修了証は2年間です。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。 (ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会

TEL 0.73 - 4.35 - 5.600

FAX 0 7 3 - 4 2 4 - 5 5 5 3

URL http://wakayama.sanpai.com

6一⑧ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

1 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の概要

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査 して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、平成23年4月 1日より運用開始されました。

(2) メリット

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者は、次のメリットを受けられます。

- 許可の有効期限が、通常5年から7年に延長される。
- 許可証に「優良マーク」が付き、排出事業者に優良性をアピールできる。
- 環境配慮契約法に基づき、国等が行う契約で有利になる。等

(3) 認定基準

THU Y	
1	実績と遵法性に係る基準 更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特 定不利益処分を受けていないこと。
2	事業の透明性に係る基準 申請の際、直前の半年間(7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間)にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 ・会社情報 ・許可の内容 ・施設及び処理の状況 ・財務諸表・料金の提示方法 ・組織体制 ・地域融和の状況 等
3	環境配慮の取組に係る基準 『ISO14001』又は『エコアクション21』等の認証を取得していること。
4	電子マニフェストに係る基準 電子マニフェストの利用が可能であること。
⑤	財務体質の健全性に係る基準(次の全ての基準に適合していること) ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ・直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。 ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。 ・特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。(特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。)

2 エコアクション21

「エコアクション21」は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象に環境省が策定したものです。

また、平成20年6月から実施されている県の新「業者評価制度」では、環境への配慮の分野で エコアクション21の認証・登録業者も、加点の対象となっています。

☆☆ 優良産廃処理業者認定事業所(協会会員) ☆☆

[和歌山県認定]

[和歌山県認定]	T	for all man all blade to the com-
産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
	産業廃棄物収集運搬業	平成26年 6月 1日
	第03011003203号	平成33年 5月31日
大栄環境㈱ 代表取締役 金子文雄	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成27年 8月16日
大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	第03050003203号	平成34年 8月15日
A THE MAN TO A THE	産業廃棄物処分業	平成23年 6月15日
	第03021003203号	平成29年 7月26日
	産業廃棄物処分業	平成23年10月11日
㈱ジャルク 代表取締役 正木良昌	第03022079716号	平成30年 9月 6日
大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番7号	産業廃棄物収集運搬業	平成23年12月19日
7 (MA) 17 (MA) 17 (MA) 1 (MA)	第03012079716号	平成30年12月 3日
㈱梶原土建 代表取締役 梶原亘理	産業廃棄物収集運搬業	平成23年10月14日
和歌山県御坊市荊本169番地	第03015069639号	平成29年 5月21日
㈱丸六 代表取締役 神藤信六	産業廃棄物収集運搬業	平成24年 4月24日
大阪府泉佐野市日根野3640番地	第03000019548号	平成29年 1月22日
和歌山代用燃料㈱ 代表取締役 中尾準一	産業廃棄物収集運搬業	平成28年 1月28日
和歌山県和歌山市西浜1660番地	第03000016851号	平成35年 1月27日
和政国外和政国市召获1000 国地	産業廃棄物処分業	平成24年 7月 6日
㈱井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一	第03041029472号	平成31年 5月 6日
和歌山県紀の川市桃山町調月519番地1	産業廃棄物収集運搬業	平成24年 7月 6日
机耐火口光型(2)/1111/2011年111/2011年121	第03011029472号	平成29年 3月29日
	産業廃棄物収集運搬業	平成25年 8月21日
㈱石井建材店 代表取締役 石井沖彦	第03024034152号	平成29年10月29日
和歌山県有田市港町793番地の24	産業廃棄物処分業	平成25年 8月21日
和欧田州有田川福州195年地072年	第03014034152号	平成28年 5月17日
	産業廃棄物収集運搬業	平成25年10月24日
和歌山プレス㈱ 代表取締役 井川朗	第03000013847号	平成32年10月24日
和歌山県和歌山市狐島607番地の6	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成25年10月24日
和歌山景和歌山山狐岛007番地000	第03050013847号	平成32年10月24日
	産業廃棄物収集運搬業	平成26年11月17日
赤井工業㈱ 代表取締役 宮本清富	第03001135471号	平成33年11月16日
和歌山県岩出市畑毛226番地	産業廃棄物処分業	平成26年11月17日
和歌山系石山川知七220街地	第03021135471号	平成33年11月16日
㈱環境クリーンサービス 代表取締役 大島たみ恵	産業廃棄物収集運搬業	平成27年 6月19日
和歌山県和歌山市府中355番地の6	第03013069401号	平成34年 6月 8日
和歌山市認定]	%300010009401 <i>1</i> 3	THC017 071 01
「石地大田山路た」		優良認定等年月日
産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	許可期限年月日
めらリサイクル㈱ 代表取締役 目良知基	産業廃棄物処分業	平成27年12月18日
和歌山県和歌山市西浜1660番地459	第07220057463号	平成34年12月17日
4日本人日 公人日本人日 日 15 1000 里 50 100	産業廃棄物収集運搬業	平成28年 4月22日
和歌山代用燃料㈱ 代表取締役 中尾準一	第07210016851号	平成35年 4月21日
和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物処分業	平成28年 4月22日
4年的日本人中的日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	第07220016851号	平成28年 4月21日
	産業廃棄物収集運搬業	平成28年 1月31日
和歌山プレス㈱ 代表取締役 井川朗	第07210013847号	平成35年 1月30日
和歌山ノレス帆 代表取締役 井川め 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物処分業	平成28年 1月31日
7HW 山水中吸口口纵西001街地070	第07220013847号	平成28年 1月31日 平成35年 1月30日
因为		平成35年 1月30日 平成26年 9月22日
相久保忠 代表取締役 久保忠生	産業廃棄物収集運搬業	平成26年 9月22日 平成33年 8月25日
和歌山県和歌山市出島478番地の11	第07210022891号	十八33年 8月25日

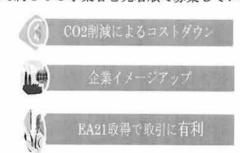
☆☆ エコアクション21認証・登録事業所(協会会員) ☆☆

	107-107		HOLHE TE 20 1 1/1/1	1 11111 22 22 22 /	~ ~	
	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録 番号	主な業種
1	㈱石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市港町 793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	㈱丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市日根 野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売 業
3	和歌山プレス㈱	井川 朗	和歌山県和歌山市狐 島607-6	H19. 1.25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	めらリサイクル㈱	目良 知基	和歌山県和歌山市西 浜1660-459	H19. 1.30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
5	兼杉興業㈱	杉原 弘	大阪府岸和田市大北 町1-3	H19. 3.27	0001416	製造業 (その他)
6	(有日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡白 浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
7	闹志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡白 浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
8	㈱明光	綛田 さよ志	和歌山県海南市下津 町下津3080-1	H23. 4.21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
9	㈱関組	関 儀平	和歌山県和歌山市関 戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業 (設備 工事業を含む)
10	㈱井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市桃 山町調月519番1	H24. 3.28	0008159	廃棄物処理・ リサイクル業
11		久保 忠生	和歌山県和歌山市出 島478番地の11	H26. 2.20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
12	赤井工業㈱	宮本 清富	和歌山県岩出市畑毛 226番地	H26. 8.27	0010205	廃棄物処理・ リサイクル業

エコアクション21の認証取得に向けて(Eco-CRIPについて)

Eco-CRIPとは、環境省が奨める環境経営の専門家による支援<無料コンサルティング>を受けながら、CO2削減やコスト削減に取り組み、エコアクション21の認証取得を目指すためのプログラムです。平成28年度も昨年度に続いて、全国で約300事業者を先着順で募集しています。





詳しくは、エコアクション21中央事務局ホームページ (http://www.ea21.jp) を参照してください。 【申し込み・問合せ先】

エコアクション 21 地域事務局大阪 (TEL 06-6543-1521) http://www.ea21-osaka.org 担当:なかた (TEL 050-3700-0986) 1から10まで、すべてをこなす 幅広い技術がここにあります。



瓶く・造る・伸ばす。 株式会社尾花組

私たち尾花組の役割は、

共に地域に住む皆さんの生活を守るお手伝いをすることだと考えています。 もしも、大災害が起こり、至る所で道路が寸断されたとしても 全力で救助と復旧活動に努めます。道路や橋を造り、ダムを築き水害を防ぐ。 また企業団地や大規模農地を開発する、これらは人々の暮らしと地域経済を 活性化させ、地域社会が次世代へと繋がっていくことに寄与すると考えます。

幅広い技術で街づくり、環境創生に貢献します。

【地域の建設現場から発生する産業廃棄物】

3R

3つの『R』に取り組むことで、ゴミを限りなく少なくし、環境への悪い影響を極力 減らす。限りある地球の資源を有効に繰り返し使うことに努めております。

REDUCE REUSE RESYCLE 物を大切に使い、なるべくゴミとして廃棄されることを減らす。 使用済みになっても、使える物は繰り返し使う。 再生資源として再生利用する。

弊社では平成11年から、コンクリート殻及びアスファルト殻を再生路盤材RC40に、木くずをチップ

に再生し自社で使用もしくは関連企業に提供 しています。RC40は和歌山県県産品、和歌山県 認定リサイクル製品を取得しています。

また、自社も産業廃棄物の多量排出事業者として 毎年県へ報告を行っており、ほぼ全量を自社で リサイクルしております。





コンクリート

木くず

排出事業者にはマニフェスト伝票の発行・回収・照合を義務付けるマニフェスト制度を定め、 適正処理完了を確認する具体的な方法を明確にしています。



【受賞】

近畿建設リサイクル表彰の再資源化部門におきまして会長賞という大変名誉な賞を頂きました。

【今後の取り組み】

自社ノウハウを生かした木質チップと再生砕石の更なる 利用拡大への取り組みを行い、大学・高専との産学連携 による新商品開発を目指し、今後とも地元農業者との つながりを拡げ、提供機会の拡充を目指します。

建設業はもとより、産業廃棄物処理業としても成長していく中で、地域の規範となる存在であることを目指します。

株式会社尾花組

◆本 社

〒646-0061

和歌山県田辺市上の山1丁目15番22号 TEL(0739)24-6410 FAX(0739)26-0345 ◆機材センター/リサイクルプラント 〒649-2103

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬316-29 TEL(0739)47-4646 FAX(0739)47-4677

6一⑩ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業の区分	許可番号
1	㈱豊建設	小原 豊	〒646-1402 田辺市中辺路町近露1144-1	0739- 65-0338	収集運搬業	県 03006149821
2	(有)クリーンセンター ケイ・エム・ケイ	阪本 芳弘	〒649-2105 西牟婁郡上富田町朝来1713-35	0739- 47-3050	500 010000 0000 0000 0000 0000	県 03016186859 県 03026186859

賛助会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業種
1	㈱朝日ダイヤゴルフ	武村 雅樹	〒649-2104	0739-	ゴルフ場及びホテルの経営・
			西牟婁郡上富田町岩崎768	47-4455	管理

会員数(平成28年7月31日現在)

	正会員数
紀北支部	33
和歌山支部	74
海南·有田支部	32
御坊·田辺支部	48
紀南支部	18
合 計	205

	賛助会員数
合 計	12



6-(1) 協会への入会の勧誘

~会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る~

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、 そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ 十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただ き、法改正等への結果、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者 の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費正会員年額84,000円(収集運搬業)年額120,000円(処分業)

※<u>ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理</u> 業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000 円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◆◆◆一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◆◆◆ 〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

T E L : 0 7 3 - 4 3 5 - 5 6 0 0

FAX: 073-424-5553

URL: http://wakayama.sanpai.com

E- mail: wasanpai@sanpai.com

6一(12) 全国産業廃棄物連合会政治連盟 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。

数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

(I) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第1回理事会が次のとおり開催されました。

開催日:平成28年2月2日(火)

場 所:協会会議室

議 題:(1) 平成27年活動報告並びに平成27年収支決算報告について

(2) 平成28年活動計画案並びに平成28年収支予算案について

(3)役員改選について

(4) その他

について協議しました。

(Ⅱ)和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第7回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日: 平成28年2月22日 (月)

場 所:酒直ビル3階会議室

議 題:第1号議案 (1) 平成27年活動報告並びに平成27年収支決算報告について

(2) 平成27年監査報告

第2号議案 平成28年活動計画案並びに平成28年収支予算案について

第3号議案 役員の改選について

その他

について審議され、原案通り承認されました。

和歌山県産業廃棄物協会 和歌山県地区政治連盟役員名簿 (平成28年2月22日)



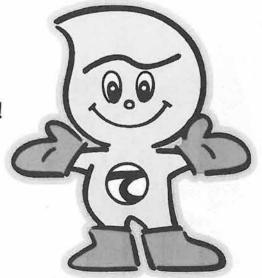
理事長	武田 全弘
副理事長	井川 淳子
副理事長	須磨 德裕
理事	森田 清郎
理事	和田 秀幸
理事	吉村 英樹
理事	坂口 秀樹
監事	武友 幸男
監事	森脇 敏夫
会計責任者	井本 滋之

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に 平成21月8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出 しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入を お願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年の10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の現実を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志103名による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょうか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願いいたします。

てき丸くんからのお願い!



サプライズ。さんばいプライズ

(平成28年度 産業廃棄物処理助成事業)

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団

1. 助成事業の概要

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、平成 4 年の創設以来、産業廃棄物問題の解決に向けて、優良な処理施設の整備を支援する「債務保証事業」、都道府県等が不法投棄された廃棄物の撤去(原状回復)を資金面で支援する「適正処理推進事業」、技術開発や起業化のための助成を行う「助成事業」、PCB等処理事業への支援、インターネットや広報誌による情報提供及び処理業者への講習会等を行う「振興事業」の4つの事業に取り組んでいます。

そしてこれらの活動を行うことで、産業廃棄物の適正処理・減量化、さらには再資源化等の 促進によって、持続可能な循環型社会の構築に資するクリーンな生活環境の保全と、産業の健 全な発展に貢献しています。

助成事業については、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として実施することとしています。具体的には、産業廃棄物に関する3Rの技術開発(いわゆる廃棄物の発生抑制・減量化技術の開発、循環資源の再利用技術の開発、再生利用技術の開発)、環境負荷低減技術の開発及び既存の高度技術を利用した施設整備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業(以下「バイオ燃料認定研究開発事業」という)、及び小型家電リサイクル法第14条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業(以下「小型家電リサイクル認定研究開発事業」という)に対して助成するものです。これらが産業廃棄物処理業界へ普及し、環境への負荷を低減した資源循環型社会システムの重要な機能を担うことを期待しています。

2. 申請資格

次の全ての条件を満たしている者とします。ただし、バイオ燃料認定研究開発事業及び小型 家電リサイクル認定研究開発事業を行う者は3)のみとします。

- 1)産業廃棄物の処分を業として行う者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の産業廃棄物処分業許可の取得者)又は行う予定の者(少なくとも事前協議に入っているものとし、原則として助成事業の交付証が授与される前に許可を取得していること)。 ただし、次のア〜ウに該当する者についても申請可能とします。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2(産業廃棄物の再生利用に係る特例)の規定に基づき環境大臣の認定を受けた者。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3(産業廃棄物の広域的処理に係る 特例)の規定に基づき環境大臣の認定を受けた者。
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に規定する専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者。
- 2) 従業員数300人以下又は資本金10億円以下のどちらかに該当すること。
- 3) 過去 5 年間、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を受けていないこと。
- 4) 原則として、応募事業が同一期間内に他の公的助成を受けていないこと。

なお、一社のみによる申請だけでなく、様々な専門的技術を有した外部組織との連携による 事業の申請も可能です。ただし、外部組織との連携による申請の場合は、1)、2)について は代表者がこの条件を満たしていること、3)については関係者全員がこの条件を満たしてい ることが必須となります。

また、助成事業として決定された場合は、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の産廃情報ネットによる情報公表を行っていただきます。

3. 対象となる事業

産業廃棄物に関する次の①~⑤を対象事業とします。

- ① 3 R に関する技術開発事業、又は環境負荷低減に関する技術開発事業(以下「技術開発」という)
- ② 高度技術を利用した3R、又は高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業 (以下「高度技術施設」という)
- ③ 上記①、②に関する起業化のための調査事業(以下「起業化調査」という)
- ④ バイオ燃料認定研究開発事業
- ⑤ 小型家電リサイクル認定研究開発事業

これらのうち①~③の事業については、ホームページに「平成 17 年度以降の産業廃棄物処理 助成事業例」を示しておりますので、ご参考下さい。

4. 助成の概要

(1) 助成事業の実施期間

原則として、平成29年4月から1年以内とします。

ただし、対象となる事業のうち、①、②、④及び⑤については、平成30年4月以降にかかる計画がある場合、平成31年3月までの最長2年間(以下「1年超」という)の申請も可能とします。

(2) 年間助成額

1	技術開発	最高	500 万円
2	高度技術施設	最高	500 万円
3	起業化調査	最高	50 万円
4	バイオ燃料認定研究開発事業	最高	500 万円
(5)	小型家電リサイクル認定研究開発事業	最高	500 万円

1年超の計画の事業については、合計で最高1,000万円の助成が可能となります。

(3) 助成率

対象となる事業のうち、①、②、④及び⑤については、助成率は各年度の助成対象事業に要する費用の3分の2以内、③については、助成対象事業に要する費用の3分の1以内に相当する金額とします。

(4) 助成の決定

平成28年度末に開催される助成事業運営委員会での審査結果に基づき、本財団理事長が助成事業を決定します。

1年超の計画で申請された事業の場合については、初年度の事業についてのみの決定とします(2年目の助成を保証するものではありません)。2年目の助成の可否については、平成30年1月末までに本財団に提出された「2年目の事業計画」を助成事業運営委員会で審議し、助成してもよいと認められた場合に対して、本財団理事長が助成を決定するものとします。

(5) 成果の報告

助成が決定した事業の申請者には、助成事業終了後 3 ヵ月以内に本財団へ成果報告書を提出していただきます(成果報告書は、助成事業の成果がわかるものとし、公表資料とします)。また、その後 4 年間は年に 1 回、助成事業による成果の活用状況等についての報告をしていただきます。

なお、1 年超の計画で申請された事業については、平成 30 年 1 月末までに初年度の成果を「中間報告」としてまとめ、前述の「2 年目の事業計画」とともに本財団に提出していただきます。

(6) その他

助成事業の実施期間中に、廃棄物及び公害防止に関する法律等の規定による不利益処分を 受けた場合、助成を取り消すとともに、支払った助成金の返還を求める場合があります。

5. 選 考

(1) 助成事業運営委員会

委員会は、学識経験者、関係団体、マスコミ等の6名で構成します。

(2) 選考

産業廃棄物処理事業の振興に寄与するものであることが選考の前提となります。

6. 応募手続き

- (1) 申請に必要な書類(各1部)
 - 1) 助成事業申請書類(様式及び申請書)
 - 2) 会社説明書(定款の記載されたもの)
 - 3) 産業廃棄物処分業許可証若しくは特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し(複数の都 道府県・政令市で許可を受けている場合は、応募事業に関連するものの中で代表となり、 かつ申請書に記載した内容と同一のもの)又は、事前協議に入っていることが証明でき る書類の写し
 - 4) バイオ燃料認定研究開発事業及び小型家電リサイクル認定研究開発事業については認定証の写し

(2) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロード してご利用下さい。また、申請書類等の郵送を希望される場合は、FAX または郵送で下記事項 をお知らせ下さい。

- 1) 送付先の郵便番号、住所、電話・FAX 番号
- 2) 担当者の役職及び氏名
- 3) 必要部数

※「助成事業申請書類を送付希望」と明記して下さい。

(3) 応募方法

記入要領を参考に申請書類を作成し、上記の申請に必要な書類とともに本財団 (下記の応募先) に郵送して下さい。

(4) 応募締切日

平成28年10月31日(月)当日消印有効

- (5) 注意事項
 - ・採決の結果は、郵送により担当者にお知らせします。

- ・採否の理由についてのお問い合わせには応じかねます。
- ・ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載された内容について は、本財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。産 業廃棄物処理助成事業の審査目的以外で使用することはありません。
- ・過年度に応募いただいた方の再応募も対象といたします。

〈助成事業のお問い合わせ、申し込み及び応募先〉

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号 堀内ビルディング3階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部(担当:新宅、山下)

TEL: 03-3526-0155 FAX: 03-3526-0156

URL: http://www.sanpainet.or.jp

E-mail: info@sanpainet.or.jp

9

消費増税の「転嫁拒否」を監視する専門調査官 「転嫁Gメン」をご活用ください

「転嫁Gメン」とは、平成26年4月から実施された消費税率引き上げに伴い、中小・零細企業が取引する際、相手企業から納入代金への消費税転嫁を拒まれたり、消費税分の値引きを求められたりする事態を是正若しくは防止するため企業の監視強化に向けて、中小企業庁と公正取引委員会が配置した転嫁対策調査官のことです。

この転嫁Gメンは、平成25年10月施行された「消費税転嫁対策特別措置法」に基づき、企業に事実関係を報告させたり、立入検査を行ったりする権限を有しています。また、調査により違反があると判断された場合は、未払いの消費税分の支払いや今後は増税分を支払うこと、また、今後同様の違反が起きないよう社員教育の対応をとること等の指導を行うこととなります。さらに、悪質な事案については、公正取引委員会が企業名や事実関係を公表して「勧告」することもできます。現在、消費税転嫁に対する相談窓口が開設されていますので、転嫁拒否等消費税に関するご相談があれば、下記の電話番号にご連絡ください。

近畿経済産業局 消費税転嫁対策室 TEL 06-6966-6038

7 編集後記

平素は、当協会の運営につきましてご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。 また、皆様のご協力により、第4回通常総会も無事終えることができましたことに改めて お礼申し上げます。

4月に発生した平成28年熊本地震では死者が50人に上り、住宅約3万棟が全半壊し、災害廃棄物の発生量は当初見込みの倍近い約195万トンと推計されています。熊本地方では長い間、被害が出るような地震の発生がなく、家屋の耐震化への意識が低かったのではないかと言われていますが、日本には全国に活断層があり、地震による津波の危険性、また、台風や集中豪雨等を含めた自然災害には常に備えることの必要性を改めて感じました。

昨年、ドイツ語で国民車を意味するフォルクスワーゲンの排出ガス規制不正があり、国内でも、東洋ゴム工業の免震ゴム等のデータ改ざん、三菱自動車工業の燃費データ不正など消費者の信頼を失い、大企業においてもその存続が危うくなるような事件が続きました。産業廃棄物業界でも、今年1月に発覚した廃棄食品の転売事件で、廃棄を委託された産業廃棄物処理業者、転売先の食品製造業者及び食品卸売業者も食品衛生法違反容疑などにより逮捕されました。不法投棄等の不適正処理の件数は減少しつつあるとはいえ数多く発生しています。法令順守はもちろんですが、企業倫理としてのCSR(企業の社会的責任)が問われているように思います。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも 協会の業務運営にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

